

第 5 回

新 J I C A の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成 2 0 年 5 月 1 3 日（火）

場所：東京国際センター（J I C A 東京）講堂

独立行政法人 国際協力機構

国 際 協 力 銀 行

「新」I C Aの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」出席者
(順不同・敬称略)

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫(ご欠席)	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

新石 正弘(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン事務局長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長

【産業界】

小西 純平	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長(三菱商事株式会社業務部総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー)
高梨 寿(ご欠席)	社団法人 海外コンサルティング企業協会理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

大西 靖(ご欠席)	財務省国際局開発企画官
北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
早水 輝好	環境省地球環境局環境協力室長
山下 文夫	経済産業省貿易経済協力局資金協力課課長補佐
藤岡 達也(代理出席)	財務省国際局開発政策課課長補佐

【事務局発言者】

廿枝 幹雄 JBIC 開発業務部 企画課長
杉本 聡 JBIC 環境審査室 第二班参事
熊代 輝義 JICA 企画部 審議役 兼 審査室準備室 次長
渡辺 泰介 JICA 審査室準備室 環境社会配慮審査第一課長

【事務局以外の JICA・JBIC 発言者】

岡崎 克彦 JBIC 環境審査室 室長
植嶋 卓巳 JICA 企画部 次長

午後 2 時 0 1 分 開会

開 会

吉田副座長 定刻になりました。きょうは座長の原科先生が 1 時間ぐらい遅れるそうで、確か昨日まで海外出張で、帰られました。間に合わないという情報がありました。したがって、最初、原科座長が来られるまで、私吉田が副座長ということですので、司会進行を行いたいと思います。

きょう御出席予定のうちで来られていない方は早水さんお 1 人で、あと、こちら側は寂しい限りなのですが、松下さんも新石さんもきょうは欠席ということでございます。

議事は、既にお配りしてあるとおり行いたいと思います。きょうは 3 つほど議題がありまして、1 番目が「論点整理」、2 番目が「その他」、それから議題。論点整理は恐らく相当時間がかかると。おとといの夜、事務局から論点整理のペーパーが配付され、また、きょう皆さんのお手元にも配られたと思います。この論点整理だけで全部で 15 ~ 6 ページあったと思うのですが、かなり整理された形で提出していただいたと私は思います。もちろん、この論点整理、このペーパー自体にも相当御苦労なさって、事務局もそれなりに分類して課題を整理して、かつ、現行及び留意点、論点という形で、しかも、どういうところから留意点が出されたかという出所も示されていて、よくここまで整理していただけたなと感謝したいと思います。

それでは、議題の1番目に入りたいと思いますが、その前に、ロジスティックな面で事務局の方からございますか。例えば会場が何時まで使えるとか。特にないですか。

事務局（渡辺） 会場でございますけれども、5時までを予定しておりますけれども、もし延長が必要な場合には延長可能なように手配してございます。

吉田副座長 たしかそういうことが前回の御意見であったと思うのです。1回ここで皆さんが集まったら、なるべく長く、時間が取れる限りやろうということだったと思います。

議 題

（1）論点整理について

吉田副座長 それでは、議題（1）「論点整理について」、まず事務局より資料の説明をしていただきたいと思います。その後に、全体に関する、あるいはこの論点整理に対する議論の進め方等に関する質問あるいはコメントをいただくという形で、その後、逐次、項目ごとに議論を進めていきたいと思っております。

それでは、事務局からよろしく申し上げます。

事務局（杉本） J B I C 環境審査室の杉本でございます。本日は J I C A の渡辺課長とともに、まず論点整理としてお配りさせていただきました資料の内容をできるだけ簡潔に説明させていただければと思っております。

お手元の5-1-1の資料をごらんください。

まず全体の構成ですが、1ページ目の上段に書かれておりますが、欄を2つ設けておりまして、右側の「論点、留意事項」のところに、これまでの議論の中で委員の皆様、一般の方からご提出頂きましたポイントをできるだけ整理した形でここに載せております。詳細につきましてはまた議論の中で触れていくことも多いかと思っておりますので、きょうは資料の全体構成、及び J I C A、J B I C の意見・問題意識の部分に関する補足を中心に、まず全体を一通り説明させて頂ければと思っております。よろしく申し上げます。

まず、1番の「全体構成」ですけれども、見れば自ずからというところではあるのですが、今の J I C A のガイドライン、J B I C のガイドライン、それぞれ項目が異なっておりますので、これを新しいガイドラインをつくるに当たってこういった構成で整理するのが一番見やすいか、また使う側、読む側にとっても使いやすいか、読みやすいか、内容としてすっきりするかというところを整理していく必要があるかなと思っております。

例えば J B I C のものと、今、第 1 部が J B I C の基本方針、第 2 部で求められる環境社会配慮という内容になっておりまして、J I C A の方ですと、1 番が「基本的事項」、2 番が「環境社会配慮のプロセス」、3 番が「環境社会配慮の手続き」等々ということで、一部手続がその中にわたっているところもあるのかなという状況かと思えます。

事務局（渡辺） 2 ページに参りまして、手続の要求が散在して記載されているのはわかりにくい面があるというのがございます。これは、今申し上げましたように、J I C A ガイドラインで「基本的事項」「環境社会配慮のプロセス」「環境社会配慮の手続き」といった目次がございますけれども、それぞれの中で手続の要求を設けているということで、手続の要求があちらこちらに書かれていてわかりにくいというように考えております。

事務局（杉本） 続きまして 2 番、「環境社会配慮ガイドラインの適用対象」、何を対象にこのガイドラインを運用するかということに関して出していただきました論点をここにまとめております。業務フローと密接に関連するところもありますので、その議論と並行して今後整理していくことも必要かと考えて書いている箇所もございますが、1 つのガイドラインになるということがございますので、できるだけ業務フローの頭から終わりまで一貫して、かつ重複のない、効果的・効率的な形で内容を整理していければと。あとは、その中でできるだけ共通なものにしていければということが 1 つ必要かなと思っております。

3 番目の「環境社会配慮の「確認」と「支援」」でございます。3 ページ目に内容がございますが、ここで「確認」「支援」と言っているのが、現行のガイドラインにありますこの言葉をどのようにとらえて考えるかというところでございまして、J B I C のガイドラインにおいては、資金協力についてはプロジェクト実施主体が相手国政府ということで、基本的には相手国政府が行っている環境社会配慮の結果について JBIC が確認するとの観点より「確認」という言葉を使っております。「支援」ということだと、実際に相手国政府が取り組む環境社会配慮についてどういったことをサポートしていくかということになってくるかと思えます。この 2 つの基本的な考え方になると思いますが、どういった形で位置づけるかということも 1 つポイントであると思っております。

4 番は「カテゴリ分類」でございます。の中で、「カテゴリ A の定義」というところがございます。

事務局（渡辺） J I C A ガイドラインで「相手国政府等が定めた環境に関連する法令や基準等で詳細な環境影響評価の実施が必要となるプロジェクトはカテゴリ A に分類される」という表現がございますけれども、途上国の環境影響評価制度を見ますと、1 つは、ス

クリーニング段階で相手国の環境影響評価制度における扱いがわからない国が多くあるという点、また、詳細な環境影響評価を求める制度という国が限られているという点で、こういった定義を入れていることがむしろ使いにくいものになっていると考えております。

事務局（杉本） 続きまして、の「エンジニアリング・サービス借款」、E/S 借款と呼んでいるものの論点でございますが、原則といいますか、オリジナル型と言えばよろしいのでしょうか、エンジニアリング・サービスということで、一般的にはコンサルタントによる詳細設計等の業務のみを行うというのが原則としてはあるのですが、最近、この中で、バリエーションといいましょうか、E/S 借款とは称すものの一部準備工事等が入っているもの、また借款対象としては詳細設計のみということではあるのですが、ある意味、相手国政府のプロジェクトをできるだけ早く進めようという努力によって先行して住民移転等々が始まる案件等があり、現在は、基本的にはカテゴリ B ということで分類しているのですが、こういった形で一律な扱いをするのがそもそも適当なのかどうかというような事象が現在出てきているということで理解しておりまして、ここに論点ということで挙げさせていただいております。

「ノンプロジェクト借款」についてですが、現在のガイドラインですと基本的にはカテゴリ C ということで分類されているノンプロジェクト借款をどのように扱うか。そこで例として出てきていますのが、世界銀行の D P L ですとか P R S C の場合には、そもそも環境アセスメントのポリシーではなくて、開発政策借款のポリシーを使って環境に影響があるかどうかというものを判断しているという例がございます。ただ、その場合でも、こういった形で判断するということはポリシーの中に数行、かなり一般的な形で書かれているにとどまっていますので、実際にどこまで実効性担保できるかというところは議論の必要があるだろうと考えております。

続きまして 「影響を及ぼしやすいセクターの例示」ということで、今、ガイドラインの後ろにこういった形で例示のセクターをつけておりますが、まずは J I C A のガイドライン、J B I C のガイドラインでくっつけ合わせてみますと - この資料の後ろに対比表ををつけさせていただいております。別添 1 でございます。大枠で見ますと大体そろっているようにも見えるのですが、細かいところを突き合わせていくと、その中でも若干の相違がございます。ガイドラインを新 J I C A のもので 1 つにするということであると、こういった例示を入れていくということであると、これを最終的にこういった形で整理するかというところの検討が必要かと思っております。あと、例示ということで出しておりますのは、これに入れば理

論的にカテゴリAになるということではなくて、個々のプロジェクトについてそれぞれ、ほかのファクターを見ながらカテゴリ分けをどのようにするかという形で考えていく必要があるかと思っています。その辺の扱いについても議論が必要かと思っています。

続きまして「その他」ということで、幾つか項目を、～に入らなかったものをここで挙げさせていただいております。この中で一番多く出ておりますのが、例えばマスタープランとF/Sが一体になったような調査につきましてカテゴリ分類をどうやっていくかというような形ですとか、一般的な形、原則的な形におさまらないものをどこまで規定していこうかということが主にここに入ってきているかなと思っています。

続きまして、5番で「環境レビュー」の項目でございます。

で「カテゴリA事業におけるEIAの義務化」について論点を書かせていただいておりますが、現行のJ B I Cのガイドラインですと、環境面、自然環境ですとか公害の関係ですとか、そういったものではなく、非自発的住民移転、どちらかという社会的な影響のみによってカテゴリAとなる事業についてもEIAをやって、その報告書のファイナル版を出すということをこの手続の中で他のカテゴリAと同様に義務づけております。別に規制を弱めるということではないのですけれども、そういったケースの場合にどこまでやる必要があるだろうかと。特に、国によっては、EIAはセクターによって国内の法的枠組みの中で必要なもの、不要なものが決められている国もございますので、そういった兼ね合いのところ、これをどこまで厳密に厳しくやるかということも1つあるかと思っています。

はカテゴリF Iということでございます。資料では6ページの上段の方になっておりますが、想定しておりますのは、例えば資金が相手国政府にあります金融仲介機関を介してエンド・ユーザに対して貸し付けがなされていく、資金が流れていくというような関係、ツー・ステップ・ローンというようなものを想定しております。銀行に対して、その仲介金融機関に対して流れるというよりは、その先の流れ、どこに流れていくか、どういった形でお金が使われていくか、何に対して使われていくかということが重要ですので、そこでどのような環境レビューをやらなければいけないかということをごとまで規定していくかということが議論の1つになるかと思っています。確かに現行のJ B I Cのガイドラインの書きぶりでは具体的な確認内容が必ずしも明確でないところがあります。ただ、プラクティスとしてはもう少し深いところで行っているところもあるものですから、そこをごとまで新しいガイドラインで担保していく形になるのかということかと思っています。

続きまして で「国際的な基準やグッドプラクティスの参照」、引き続き6ページござい

ます。今、基本的にはJICA・JBICのガイドラインとともに、相手国政府の規定等々に基づいて行われている環境社会配慮をベースとして環境社会配慮の確認を行っているところですが、これに加えて、例えば日本を含む先進国ですとかほかの国際機関等々が使っているような基準、及び、そういったケースにおいていわゆるグッドプラクティスと呼ばれているものがありますので、そこをどこまで規定として入れていくのか。今、ガイドラインの中では、そういったものを参照すべきという点、大きな乖離がある場合には確認、及びその差異を埋めていくような働きかけを行うということで規定がなされております。

の「その他」で、今の までに入らなかったものを書き出しさせていただいております。

6番、7ページの下段からですが、「モニタリング」に関しまして論点を2つほど出させていただきます。

まず用語をきちんと定義することも有用なのではないかというのが ございまして、一体どちらが主体的になってやっているのか。今ですと「モニタリング」という1つの言葉ですので、どちらが責任を持ってやるべきものなのかというところが文書を読んでも必ずしも明確でない。一方、世界銀行の場合ですと、相手国政府が実施するものを「モニタリング」、世界銀行が実施するものを「スーパービジョン(監理)」ということで区分していますので、こういった形で役割をはっきりさせるということは1つ考え方としてあるのではないかとございまして。

で、カテゴリA事業を中心としたモニタリング - 今の言葉でいきますと監理も入ってくるのかもしれませんが - について論点をさせていただきます。要は、幾らきちっとやりますということを頭の段階で担保しても、それが実際にきちっとアクションに結びつかなければ、せっかく決めたことの意味が半減してしまうということなので、それをどこまで規定するか。あと、「J」のところ「必要な確認・対応がなされていない場合もある可能性がある」と、ちょっとまどろっこしい言い方をしておりますのは、この辺のところ、特に実施段階に入りますと、例えば環境審査室にはそういった関連の情報が若干限られているということもありまして、可能性を指摘したということで見ただけならばと思います。

7番は「フォローアップ」でございます。基本的には、ここは計画を立案したものがその後どういった形で資金協力なりに結びついているかをどこまでフォローアップしていくか、それをどこまで書いていく必要があるかということ論点として出させていただきます。

続きまして、8番で「戦略的環境アセスメント(SEA)の取り扱い」というものを出さ

せていただいております。これはこれまでの委員会の中でも何度か議論として出てきたことかと思っておりますが、どの範囲でという話ですとか、どの程度このガイドラインの中に考えとして組み込んでいくかというところが1つ議論としてあると思っております。

続きまして、9番の「緊急時の措置」でございますが、特に災害等々の特殊な事情においてどこまで例外的措置を認めていくか、それをどこまで規定するかということを論点として出させていただいております。急いでやらなければいけないので、例えば事前の調査を行わずに本格調査いきなり入るとか、場合によってはそういったことが求められていくケースがあるかと思いますが、それをどこまで、こういった事情であればアクセプトする、しないというところをこの中で記載していくかということだと考えております。

引き続きまして、10番「代替案検討」でございます。まず頭のところにある通り、以前の委員会資料でも出ておりましたが、ガイドラインの現況調査を円借款案件について実施した際、カテゴリB案件において代替案の検討確認を実施したかどうか確認できない案件がありました。基本的に、カテゴリAについては代替案の検討が行われているということが確認されておりますが、こういった複数の案を比較検討していくということをどこまで規定して求めていくか、EIAの中身をどれだけ徹底していくかということで論点に挙げさせていただいているところです。

11番「情報公開」に関する論点を、9ページの下から、少しページが長いのですが、出させていただいております。14ページの半ばごろまで、情報公開関連の論点を挙げさせていただいております。これまでの委員会でもかなり議論が出ているところではあります。

として「主要な文書の公開」、これは何をどこまでやっていくのかということ。で「ステークホルダーとの協議結果の公開」。で「契約締結後の情報公開」、これはL/AやG/Aの締結後に情報公開をこういった形でやっていくかという点。、実際に事業が行われていく中でのモニタリング報告書の公開をどのように考えていくのか。また、全般に通じる話だということで別な形をつくっておりますが、公開の方法をこういった形でやっていくか。これは相手国政府というよりは新JICAの方でどうやって行って情報公開に対応していくかというところでございます。「環境レビュー前の情報公開」、実際に要請を受けたものについて、こういったスクリーニング、初期のカテゴリ分類を行っているかというところの情報公開。「モニタリング報告書の公開」、先ほどは新JICAを念頭にしての公開ということでしたが、こちらは相手国政府等による公開をどこまで求めていくか等々の話でございます。

、そもそもということになるのかもしれませんが、案件形成の初期段階における情報公

開をどういった枠組みで考えていくか。こういったところで、今情報公開のところを出ている論点として挙げさせていただきました。ここは今回の論点整理のペーパーの中でもかなり論点が出てきているところでして、議論の1つの中心になってくるところかなと考えております。

引き続き、12番の「ステークホルダーとの協議等」に移らせていただきます。ここも議論としましては14ページから16ページまで、「その他」も入れまして5つのものを挙げさせていただいております。実際協議をするに当たって、どのようなステークホルダーが存在しているかという分析を行うことについてどこまで明示していくかという点。ステークホルダーから意見が出された場合にどのように対応していくのが適切かという点。あと、EIAですとか住民移転計画等々を作成する場合には、基本的には地域住民との協議を行って、そこで出されて意見・コメント等々を反映していくという形になっておりますが、そういった協議についてどこまでガイドラインの中で規定していくか、という点です。

事務局（渡辺） これにつきましては15ページの下の方になりますけれども、1つは協議のタイミングにつきまして、カテゴリAについてはJICAガイドラインでスコーピング時、概要検討時、最終報告書案作成時を定めておりますけれども、実際に住民への説明を考えると、住民にとって自分の関心事について調べた結果が得られるかということが重要になりますので、例えば自分の土地が用地取得の対象になるかどうかといったようなことは、特に調査の途中段階ではなかなかそういった住民が知りたいことに対して答えられないという状況になってしまう。そうすると、ある程度調べた結果を説明しようとする概要検討時と最終報告書案作成時で説明することが同じようになってしまうといったような課題があると考えております。その下のステークホルダー協議の方法につきましても、マスマーケティング方式でやる場合が多いわけですが、そうしますと男性が参加するマスマーケティングに女性が参加しがたい場合もございますので、そういった場合にほかの方式も考えるといったことが考えられるかと思っております。

事務局（杉本） その他、ステークホルダー協議に関しましては、「初期段階でのステークホルダー協議を行うための枠組み合意」について、あとは、「その他」になっておりますが、カテゴリB案件についてどのように取り扱っていくかということが議論として出されております。

17ページ、13番「配慮項目」に移らせていただきます。ここでは3つ論点を整理して挙げております。

まず1つは、どのような項目について環境社会配慮を行っていくかというところで、今、双方のガイドライン、JICA・JBICのガイドラインで項目が異なっているところがありますので、これを最終的にどのような形で整理統合していくかということがあるかと思っております。あと、特に自然環境のモニタリングに関して、貴重種に対する影響等々を考慮していくのは当然のことかなと思いますが、どこまでモニタリングの枠組みを広げていくのかという点が、この項目の範囲という形で関係してくると考えております。

「地球温暖化への配慮」ということで、今、環境を考えるに際しての地球温暖化への配慮・対応ということがキーワードになっている時代の中、これをどのような形でこの中に規定していくのかという点です。

事務局（渡辺） 続きまして の「予測・評価が困難であると思われる項目」ですが、18ページに参りまして、幾つか実施に困難な点があると考えられている項目がございます。予測、評価に当たってどういうことを検討すべきか明確でないということ、ないしは、例えば非自発的住民移転を検討する際に、その中で社会組織や既存の社会インフラや、あるいは利害対立などを考えるような場合もありますし、あるいは土地利用が住民移転や雇用、生計手段と重複するような場合もございますので、そういった項目の重複関係があるという点も課題かと考えております。

事務局（杉本） あと、 で「派生的・二次的・累積的な影響」とありますが、これは、実際にやってみますと、案件にもよってくるかと思いますが、一律に対応していくことがなかなか難しい面、どうしてもあいまいな検討になってしまうという点もありますので、これをどのような形で盛り込んでいくかということも1つあるかと考えております。

続きまして、14番「非自発的住民移転」ということで、先ほどの情報公開とあわせて、ボリューム的にはかなり大きな割合を占めております。項目としては22ページの まで出させていただきます。

が、これまでもこの点も議論で出てまいりましたが、「再取得価格による補償」というものをどのようにガイドラインの中で考えていくかというところがまず1点、大きなところではあると思っております。

、これはタイミングに関係してくる話ですが、「事前の補償」ということで、補償といってもさまざまなものがあるわけですが、それを実際に実施していくに当たって、タイミングをどのように規定していくかというところを2つ目の論点として挙げております。

として「移転・補償合意文書」ということで、プロジェクトのところに影響があり移転

しなければならない人たちへの補償の合意に当たって、その際の合意文書をどういった形で確認なり担保なりしていくか。実際に御意見としていただいておりますのが、合意書が対象者に渡されていないといけないというようなことも考え得るのではないかとというようなこともいただいておりますが、そういった点についてどのように盛り込んでいくか、考えていくかということが、ここで出させていただいている点でございます。

ということで挙げておりますのが「住民移転計画」ということで、今もこの点はJ B I Cのガイドラインの中で、大きな非自発的住民移転が発生するプロジェクトについては、住民移転計画の提出を環境レビューを行うに際して求めております。この内容及びこの規定の範囲等々を新しいガイドラインの中でどのように考えていくかということが1つここでの議論のポイントとなってくるかと思っております。

あと、それに関連してになるかと思いますが、 で「情報公開と協議」という点を出させていただいております。環境に対する影響についてE I Aがつくられるように、非自発的住民移転が発生するものについて、住民移転計画、もっと詳細なもの等々つくられていくわけですが、そういったものをどのように公開、協議等々を行っていくか、最終版で公開等々をどのようにやっていくか、またそれを義務づけていくのか否かというところ。これは1つE I Aとの差ということでありますが、こちらの住民移転計画についてはJ Jということで書かせていただいているのですけれども、法制度上義務づけられていない国が少なくないということで、全く同じ枠をはめることが適当なのかどうかというような視点も出てくるかと思っておりますので、そういった違いを踏まえてどのような形が適当なのかということを議論していく必要があるかと思っております。

「苦情処理メカニズム」ということで、実際、計画が実行されていく段階で何らかの問題が生じた場合に、それをどこに持ち込んで解決のプロセスに入っていくことを担保するのか、それをどこまでこのガイドラインの中で求めて規定していくのかという点が、この苦情処理メカニズムの議論でポイントになってくると思えます。

続きまして、15番で「先住民族」に関する論点を挙げさせていただいております。 ~

になっていまして、 の「依拠すべき国際条約・宣言と基本原則」、先住民族に関しましては、その権利に関する国連宣言も出ておりますし、ILOの条約等々、補完的に宣言ですとか条約が存在はしているという状況があります。ただ、これについては、宣言の場合には法的拘束力を必ずしも有するものではないということですが、ILOの条約についても批准国においてのみ効力を有するということがありますので、そういったフレームワーク及び実

効の範囲ということも踏まえて、こういったものの考え方をどこまで盛り込んでいくのが適当なのかという点になってくるかと思えます。

「自由で事前の十分な情報を得た上での合意」ということで、日本語にすると若干読みづらいところもありますが、英語では Free, Prior and Informed Consent、F P I C ということと言っている事項です。 の一番最初の N G O の委員の方からいただいた指摘事項の中に今の提案が書かれております。こういった先住民族の土地ですとか領域に関するようなプロジェクトの実施を検討するといった場合にこういったものをどこまで担保していくのかという点がここでの議論の対象となるかと思っています。

「先住民族への配慮に関する計画」ということで、開発において影響を受ける場合、それをどうやって回避なり最小化していくかということはどう盛り込むかということの議論、協議のポイントをここに出させていただきます。

16番「人権への配慮」ということで、プロジェクトをやっていく国なり地域なりで人権がどれだけ配慮されているのか、そういったものをどこまで把握していくか、それをどこまで規定していくかということをお聞きさせていただきます。

17番「審査諮問機関」についてでございます。これにつきましても、協議のポイントを「その他」も含めて3つお聞きさせていただきます。 では、根本のところですが、「審査諮問機関の設置」についてどのように考えていくかというところでございます。 というところで、その設置ということを考えていく場合、その機能をどのように考えていくか、どこまでを審査範囲としていくかということで、これにつきましては、現行 J I C A のガイドラインに関する「環境社会配慮審査会第1期のまとめ」ということで頂いております事項も資料の中に盛り込ませていただいておりますが、そこでも、どこまでを審査会の審査範囲にすべきかとの点については、委員の皆様の間でも意見が分かれたということでお聞きしております。

18番は「意思決定」についての論点を並べさせていただきます。「環境レビュー結果の意思決定への反映」、「J I C A による意思決定」、「その他」ということでお聞きさせていただきます。この意思決定を反映していくに当たって、そのプロセスを明確にする、こういった形で判断を公開・公表していくかというようなところがこの18番の「意思決定」の中で議論になってくるポイントだということをお聞きさせていただきます。

19番「異議申立制度」。今、それぞれ J I C A ・ J B I C のガイドラインに関しましては異議申立制度が存在しております。新しいガイドラインをつくっていく中でこの異議申立制度をどのような形で組み込んでいくのかというところを改めて検討する必要があるというこ

とで、ここに挙げさせていただいております。

20番は「要件遵守の確認、環境社会配慮ガイドラインに基づく活動の記録」ということ
でございます。例えば調査の報告書のような場合ですと、最後きちっと整理されて出てくる
と、詳細事項については必ずしもそこに記録が残されていないようなこともあるということ
で、そういった記録をどのように残していくかということも検討する必要があるということ
で、項目を立てさせていただきました。

これに含まれない議論のポイントということでもいただきましたものは、21番の「その他」
の中に書かせていただいております。

事務局（渡辺） 済みません、後からになってしまいましたけれども、この資料の記載の
方法でございます。

下線を入れた部分がございますけれども、これは第4回の資料からの修正部分について下
線を入れております。

それから、網かけをした部分がございますけれども、早水委員からのコメントがございま
して、現行のJICA・JBICガイドラインの運用あるいは実施からの課題に係るものに
つきまして網かけをしております。

我々としては、今後この論点整理のペーパーを御議論いただきまして、どういう議論
があったかがわかるように議論の主要点を議論のポイントとしてまとめるといったようなこ
とを考えております。

それから、早水委員からのコメントで、環境社会配慮審査会の第1期のまとめを参照して
はどうかという点がございましたので、1つは、この論点整理のペーパーの中に1期のまと
めのガイドライン改定に係る部分を入れ込んでおります。あわせて、別の資料になりますけ
れども、第1期のまとめに係る対応については資料をつけさせていただいております。こち
らは参考でございますので、説明は省略させていただきます。

資料説明は以上でございます。

吉田副座長 どうもありがとうございました。

今の事務局の説明がありました資料で、その中でもとりわけ、これまでも議論された、特
にカテゴリ分類とか情報公開、あるいは非自発的住民移転プラス先住民族というようなところ
がこの資料を見ても論点が多く入っているという印象です。

1つ、皆さんの意見を聞く前に、この資料の1ページにある小西委員から挙げられている、
「ガイドライン自体」を余り細かく規定するよりは……」、これは全体にかかわることなの

ですけれども、この辺のことは今回の論点整理には入っていないのですか。例えば、前回、新JICAのガイドラインの位置づけをどうするか、すなわち、ほかの世界銀行とかADBなんかでやっているのは3段構成になっている。ポリシー・ステートメントといういわゆる憲法的なものがあって、次に法律的なものとしてのガイドラインというものがある、それは余り細かく縛らないのだけれど、最後の3つ目がオペレーション・マニュアルという形で、かなり運用上のシーケンスに沿って使いやすいように規定するという3段構成になっていますよね。その辺に関しては事務局としては論点として入れていなかったように思うのですけれども、例えば今の1ページ目の最初の小西委員の中に出てくるコメント、「「実務面のマニュアル等」を整備して頂きたい」というコメントが小西委員からあったと思うのですけれども、その辺はどのように対処したらいいのか。ガイドライン自身の全体構成をどう位置づけるかということで、結構大事なことはないかと思うのですけれどもね。それはまた別途、論点の1つとして私自身が提起しておきたいと思いますので、どこか適当な場所で議論していただければ。その位置づけによって随分変わってきてしまいますよね。内容をどこまできちっと書き込んでいくかとか。そこはできれば早い段階である程度コンセンサスを得ておいた方が、ガイドラインそのものの検討をするに当たって、これはここまでは書かないで、運用、オペレーション・マニュアル的なものに行きなさいとか、それは理念とか政策の骨子としてポリシー・ステートメント的なものに行きなさいとか、そういう仕分けも可能になってくるので、そこを新JICAの方ではどのように整理するかというのは1つ論点として出てきていると思います。どうも余計なことを最初に言って申しわけありません。

今、全体の事務局の説明が終わったところでタイミングよく原科先生が来ましたので、この後、よろしいですか。

原科座長 吉田先生、ありがとうございました。

学内の用務の都合でおくれました。済みません。きのう海外出張から帰ったばかりなものですから、いろいろなものがたまっていまして、ちょっと間に合いませんでした。申しわけございません。吉田先生に座長をお願いいたしましたのでスムーズに進んでいるようで、どうもありがとうございます。

それでは、論点整理の御説明をいただいたということでございますので、早速、全体について、進め方も含めて御質問とか御意見がありましたら、お願いいたします。

まず委員の方はございますか。

福田委員 今後の議論の進め方についてはまたお話しさせていただきたいと思うのですけ

れども、その前に、今いただいた御説明について何点か確認させていただきたいことがあるので、その点からお話しさせていただきたいと思います。

何点あるか、ページ数が多いのでちょっとカウントしていないのですが、1点目は、2ページの「環境社会配慮ガイドラインの適用対象」というところで、下から2ポツのところ「有償資金協力については、相手国政府等や我が国産業界からの迅速化の要望についても勘案する必要がある」という記述があるのですが、これと環境社会配慮ガイドラインの適用対象の間の関係がよくわからなかったので、御説明いただければと思います。

それから、3ページ目の最初の箱なのですが、これはガイドラインの書きぶりというよりは、むしろ新機関の役割とガイドラインとの関係ということになると思いますが、網かけの部分で、現行のガイドラインでは相手国と共同でいろいろなことをやるという表記があって、これが相手国の責任意識を弱める場合があるという記述があります。これ自体は一般論としては恐らくそのようなことがあり得るのだろうなとは思いますが、しかし一方で、これはガイドラインの書きぶりの問題なのか、あるいは現行の開発調査ないし新しい機関が行う協力準備調査の内容そのものの問題なのかということの切り分けが必要だと思うのです。これは前回JICAのガイドラインの改定を行ったときに相当議論があったところで、JICAというのは開発調査で一体何をやっているのだろうということについては、委員の方、あるいはJICAの事務局との間で相当の議論があった結果、JICAというのは相手国の環境社会配慮を支援しているのだ、ただ必ずしも向こうだけでやっているのではないという形でこういう書きぶりに今なっていると思うのですけれども、もしガイドラインの書きぶりをこういう問題意識で動かすようなことであれば、それは決してガイドラインをどうするかというだけではなくて、新しい協力準備調査というものが相手国との関係で現行の開発調査とはどのように違う役割を持つのだろうということにさかのぼって議論する必要があるのかなと思いました。

次の点ですが、15ページに飛んでいただきたいのですが、これは地域住民との協議のポイントであります。のところ、15ページの一番下の箱をごらんいただきたいのですが、ここで地域住民との協議のタイミングについてJICAからの問題意識が示されています。私はこれを読んで非常に違和感を感じました。というのは、ここで挙げられている議論そのものについては、そういうことがあり得るかもしれないというのはもちろん議論の俎上に載せていただいて構わないとは思っています。一方で、これは多分、網かけされているので運用実態確認からの論点ということになると思うのですけれども、運用実態確認の中でこうい

う議論はなかったのですね。運用実態確認という調査をきちんと行い、報告書がまとめられ、その中で具体的にこういうことが問題だったというのとは切り離された形で、今こういう問題が生じているということを経験論としてここに出していただくというのは議論の仕方としていかなものかと思います。何のために運用実態確認をやったのかというのが正直な私の感想なのですが、そこまでさかのぼると議論が前に進まないで、少なくともこのように運用実態確認の中で明確に問題意識として示されていなかった部分については、例えばどのような事業でこういう困難があったのかということを経験的に示していただかないと、議論の土台がないのではないかと感じます。

同じことは、18ページの一番最初の箱、これは環境社会配慮の配慮項目に関する議論ですけれども、ここでもJICAさんから、今JICAのガイドラインの中で挙げられている調査項目の中には実際に調査することが困難なポイントがあるということが問題意識として挙げられています。これも議論の対象とするのは構わないと思うのですが、今実際にガイドラインを運用していて、どのようなときにどう困難だったのかということを経験的に示していただいた上で議論しないと、非常に空中戦になってしまうのではないかと感じますので、現在の運用に根ざした議論にするためにも、具体的な御説明をもう少しいただきたいと思っています。

ずっと飛んでいただいて、27ページ目の19番「異議申立制度」というところをごらんいただきたいと思っています。ここにJBICから、「異議申立の期間については、スキーム毎の手続きの違いも踏まえて検討することが必要」と書かれています。一般論としてはそうだと思うのですが、しかし一方で、今、スキームごとの手続きの違いはできるだけなくそうとされている中で、どこのポイントをとらまえてここで「違いも踏まえて検討することが必要」という問題意識を出していらっしゃるのかということを経験的に教えていただければと思います。

以上です。

原科座長 ありがとうございます。

5つ御指摘がございましたけれども、順にお答えいただいた方がよろしいですね。

事務局（杉本） それでは、今いただきました質問につきまして、順に回答させていただきます。

まず1番目、2ページの迅速化の件です。

事務局（廿枝） 1点目の、2ページの適用対象のポツのうちの下から2つ目、迅速化の要望がある、これとガイドラインの関係はどうだということなのですが、これは、その1つ

上のポツに「整理に当たっては……」とありますものとの関連で掲げたということなのですが、要は、私どもの現時点の考えとしては、そこに書かれてありますように、新ＪＩＣＡにおいては資金協力、技術協力ともに案件の形成段階から実施段階まで一貫して関与しますので、現行のＪＩＣＡ、現行のＪＢＩＣはそれぞれの持ち場で今やっているわけですが、それが１つの機関になることによって案件の形成から実施段階まで１つの機関として関与することになる。ですので、そういった観点から、環境ガイドラインについても、重複のない、効果的・効率的なシステムとすることが必要ではないかと。この重複回避あるいは効率化と言う観点で見た場合に、有償資金協力については相手国政府やあるいは我が国産業界から迅速化という要望もあるということを書き記させていただいたということですので、要は、新ＪＩＣＡとして一貫して、なおかつ重複のない、効率的なシステムとすることによって、相手国政府や我が国産業界からの迅速化の要望についてもこたえることになるのではないかと、２つに分けずに１つのポツでもよかったのかもしれませんが、そういう趣旨で書いたということです。

事務局（渡辺） ３ページの相手国と共同しての部分でございますけれども、表現上の問題として、ここに書いてありますように、相手国の理解でＪＩＣＡの調査団の実施事項と理解されるような場合があるといったようなところもありますので、環境社会配慮の主体が相手国で、ＪＩＣＡが支援するという形は技術協力は変わらないと思っておりますけれども、どういう表現の仕方がいいかは要検討かなと考えております。

それから、２カ所、この資料の中に書いた点について具体的な説明が必要という御指摘がありましたので、これについては補足の説明を考えたいと思います。

事務局（杉本） 一番最後にいただいております異議申立制度関係の点ですけれども、これは、現在ＪＢＩＣのガイドラインに規定されているのは円借款の場合、あとＪＩＣＡのガイドラインに規定されていますのは技術協力の 경우에는、それぞれ定められた異議申立期間が異なります。

事務局（廿枝） 異議申立の点については、異議申立の期間について、御存じの方も多いと思っておりますけれども、現行、円借款については、ＪＢＩＣとしての評価を日本政府に示した時点から貸付実行が終了するまでの間ということになっているわけですが、技術協力の場合は、基本的には開発調査で言えば調査期間中ということで、異議申立期間が違うわけです。もちろん、先ほどの迅速化ではないですけれども、新ＪＩＣＡとして一貫して案件形成から実施まで取り組むような案件についてというのはあるわけですが、逆に、新ＪＩＣＡになっ

ても技術協力だけとしてやる案件も当然残るわけでございます。要するに、すべての国で円借款が出るわけではありませんし、無償が出るわけでもありませんので、新 J I C A になっても、一方では、せっかく 3 つの援助手法を一元的にやる機関になるわけですから、その 3 つの援助手法、あるいはそのうちの 2 つの援助手法を効果的に組み合わせることができる場合は、それはそれで効率的・効果的にやる必要があるわけですが、他方で技協単独あるいは資金協力単独でやる場合も当然残るわけですので、そういったさまざまなケースに応じて異議申立の期間についても考える必要が新 J I C A においてもあるのかなと今考えているということでございます。

原科座長 ただいまのお答えでよろしいですか。何か追加してございますか。 - よろしいですか。

それでは、ほかに御意見、御質問。

清水委員 資料の作成、ありがとうございました。

3 点ほど質問があります。1 点目は、5 ページ目の「環境レビュー」のところですが、「非自発的住民移転だけを理由にカテゴリ A となる事業についても……」というところで、私が今まで見てきた案件だと、非自発的住民移転が大規模な場合というのは環境影響も非常に大きい場合が多かったのですけれども、逆に非自発的住民移転は大きいけれども環境影響は少ない事業というのはどのような事業だったのか教えていただきたいと思います。

2 点目は 6 ページ目の「カテゴリ F I 事業の環境レビュー」ですけれども、今現在、F I 事業に関してどのようなレビューをしていて、どのようなモニタリング方法をされているのかという現在のプラクティスについて教えていただきたいと思います。そして、その現在のプラクティスのどの部分が明確ではないのかということについて教えていただきたいと思います。

3 点目は、2 つ目の質問とちょっとかぶっているのですけれども、8 ページ目の「カテゴリ A 事業を中心としたモニタリングの強化」で、これも網かけでは「必要な確認・対応がなされていない場合もある可能性がある」ということだったのですけれども、具体的にどういう問題意識なのか教えていただきたいと思います。というのも、この文面だけ見ますと、果たしてこの問題はガイドラインの問題なのか、実施の問題なのかというあたりさえもよくわかりませんでした。

以上です。お願いいたします。

原科座長 3 点ございましたので、御回答をお願いいたします。

事務局（杉本）では、いただいた順番に回答させていただこうと思います。

まず1番目、EIAの義務化ということで、この例についてはまた具体例を確認したいと思います。今思いつく範囲なのですが、実際に事業として、例えば地方部の上水道案件のような形で、それ自体としては、そこでSO_x、NO_x等を排出するとか、何か有害物質が出るとか、それが稼働することによって自然環境に大きな影響があるとか、そういったものではないけれども、検討の結果、建設される場所が街中であるとか人がかなり多く住んでいるようなところとなり、開発ニーズを満たす上でどうしても住民移転を伴ってしまうというような例が1つ考えられるのかなと思います。

もう1つはカテゴリF Iの環境レビューということで、実際の今のガイドラインの記載ですけれども、カテゴリF Iにつきまして環境レビューとして何をすべきかということは、環境ガイドラインの8ページに書いてありまして、読み上げますと、「カテゴリF I：本行は、金融仲介者等を通じ、プロジェクトにおいて本ガイドラインに示す適切な環境社会配慮が確保されるよう確認する」ということで、2行簡単にさらっと書いてあるという状況なのです。事細かに必ずこういった典型的なパターンが当てはまるかどうかというところはあるのですが、では具体的に何をどういったレベルまでということについては、実際こういったカテゴリF Iの案件についていろいろと具体例を検討していく中でプラクティスを積み重ねてきているところもありますので、もう少し書けるのではないかなというところで、この論点に挙げさせていただいております。例えば、実際に金融仲介者等を通じて実施される案件がガイドラインで言うところのカテゴリAに当てはまる場合にはどのような対応が必要か、と言うようなこともこれまでの中で実際に出てきて、議論したりということもありますので、そういったものの中でフィージビリティがある、十分実行可能であろうというようなところをどこまで盛り込んでいけるかということをおの改訂の機会に議論できればという趣旨で書かせていただいた次第です。

3番目ですが、モニタリングについて、モニタリングを重視するというでガイドラインの考え方のところに明記されている事項ですけれども、そこで「必要な確認・対応がなされていない場合もある可能性がある」という何か二重否定のような形で挙げておりますのは、今、このガイドラインを使いまして環境レビューを行う際には、特にカテゴリAの場合には、環境審査室からもアプレイザルが同行して環境社会配慮についてかなり詳細な確認を行うということ等々、それに外部専門家の同行も行っているケースが多いですとか、かなり念には念を入れて、しっかり対応しようということをやっているのですけれども、以前J B I C内

における環境審査室の役割ということで御説明させていただきました資料にもありますとおり、今は案件が実際の実施段階に入ったところで一時的に案件管理は担当開発部なり駐在事務所がやることになっていまして、そこでもちょっとあったのですが、場合によっては情報が環境審査室に余り回ってこないこともないわけではないということで、モニタリングを重視すると言っておきながら、そこがどのようになされていたということ自体の確認ができていないところも - 情報収集・整理というところになってくるのかなと思うのですが - あるのかなというところで、モニタリングを重視するというものを何らかの形でもう少し具体的に書いていくことができるかどうかというような問題意識で書かせていただいています。

原科座長 よろしいでしょうか。何かあれば、どうぞ。

清水委員 ありがとうございます。

1点ですけれども、2番目の質問に対する御回答で、現在カテゴリF Iの事業に関してプラクティスを積み上げてきたので、もう少し書けるのではないかと考えているとおっしゃいましたけれども、そのプラクティスを積み上げてきている、そのあたりの情報についてはお聞かせいただけないのでしょうか。

原科座長 具体的に御回答いただけるかということだと思います。

吉田副座長 今の補足で、私が知っている限りなのですが、F I、いわゆるツー・ステップ・ローンとか、向こうの金融組織にお金を貸して、その途上国の金融組織がそれを民間の企業に貸していくという形で、これは最近、ほかの援助機関でも大変重要視していて、なぜかという、1つ、民間が行うことによって、それまでは例えば直接援助機関から、肥料工場とかペトロケミカルとか鉱山業とか、そういうところに直接融資すると、当然環境社会配慮をきちっとスクリーンしますよね。ところが、ツー・ステップという形で金融機関にぼんと貸してしまいますと、あとは向こうの金融機関に任せますと。そうすると、向こうの金融機関が各民間企業に融資する場合にかなり荒っぽくなってしまふ、あるいはほとんど無視されてしまふ。極めて危険なのです。だから、ある意味では、そういう環境社会配慮の風向きが非常にハードルが高いから、逃げ道としてそういうファイナンス・インスティテューションを通してばらまいてしまふ。それが特に中小企業向けの金融機関だと、非常に監視が難しいし、遵守が難しいしというジレンマがあって、一方、途上国ではそういう資金需要が非常に多い。民間中心でまさに中小企業を育成するという大きな戦略がありますからね。だから、そのギャップをどう埋めるかというのは、やはり援助機関、とりわけファイナン

ス・インスティテューションに借款を出す、そのオブリゲーションというか役目として、そこでもうちょっと考えましょうということだと思っております。これは既に世界における主要な銀行、ファイナンス・インスティテューションはそこまで配慮しますよという動きになっていますよね。多分そういうことも踏まえてもうちょっと書き込んでみようと、何かガイドラインとしてできるのではないかと、ポジティブに多分とっていると思いますよ、もちろん。

清水委員 私もこの文面に関してはポジティブにとらえているのですけれども、現状がどうなっているのかということをもう少しお伺いしたいなという質問です。

原科座長 具体的に問題点を御説明いただければということだと思います。

事務局（杉本） 具体的にやっておりますレビューの内容ということですが、ここで重要になってくるのが実際に資金の仲介を行う金融機関ということで、そこがどれくらい環境社会配慮を含めた審査能力 - 通常のお金の信用能力だけではなく、その貸出先が行う事業等々について環境社会配慮を行えるかどうかというところが重要になってくるかと思っておりますので、金融機関が持っている環境に関するポリシーなりガイドラインなり、そこでの審査能力というものをまず協議等々踏まえて確認していくということがまず1点あると思います。要は、どういったルールに乗っかってその金融仲介者が業務を行っているのかということをもまずレビューの段階で頭を押さえるような形で確認していく。実際にその後どういった形でお金が流れているかということに関しては、国のレベルの段階では必ずしもどういったプロジェクトに関して融資をするかということは、その金融機関でも、ある程度のどこをターゲットにということは決まっていますが、具体的なプロジェクトまでは決まっていないということがケースとしては多いものですから、そのモニタリングもやっていく。具体的には、どういったものに対してプロジェクトの貸し付けをしていったかというようなモニタリングの情報を、プロジェクトの中のモニタリングの活動の一環としてきちんと行ってもらって、定期的にそれをJ B I Cに提出してもらって、環境レビューの際に合意した内容でやっているのだということを確認していく、そういった形で取り組んでいるところです。

原科座長 よろしいですか。

福田委員 今の点について補足で説明をお願いできればと思うのですが、個別のサブプロジェクトについてF Iが融資を行う際にJ B I Cはどのように関与するのか、特にカテゴリAのプロジェクトなんかがそこに含まれる場合に、E I Aを要求する、しないであるとか、あるいはそのE I AをJ B I Cがレビューするということが行われているのかどうかということをお教えください。

事務局（岡崎） J B I C の環境審査室の岡崎でございます。

ただいまの御質問ですが、実際にカテゴリ F I として取り上げる場合は、複数のプロジェクトが予定されているけれども、融資承諾時にはそれらを特定できないそれらに一件一件円借款を供与するというのは、審査をする上でも事務的にもいろいろ大変だから、そういったものを束ねて金融機関で仲介してやるというケースの方が圧倒的に多いのです。その場合にどういうことを条件とするかということで、むしろカテゴリ A の案件は最初から対象にしないとしているケースの方が圧倒的に多い。カテゴリ B の案件程度であれば、審査の能力がある仲介機関を選ぶ。一方で、もちろんカテゴリ A 案件が出てくることは排除しませんし、またそういった希望があれば、カテゴリ A の案件が出てくることをあらかじめ想定されるようなケースにはそのことを盛り込みますけれども、その場合には単独のカテゴリ A 案件の審査と全く同じことをやります。我々は、カテゴリ A の案件が将来出てくる可能性がある、それで実際に出てきたら、個別案件としてカテゴリ A の案件が出てきたときに行う環境社会配慮確認と同じことをやります。しかし、現実問題として、私が承知している限り、むしろ小規模・中規模な案件、カテゴリ A ではない案件を想定して金融機関等を通して多数の案件を扱っている、そういう案件の方が実際には多い。もし福田委員のおっしゃるように、途上国の側から金融機関を通じてカテゴリ A の案件が出てくるかもしれない、そういうことが先方から要求されれば、実際にカテゴリ A の案件が出てくれば、その案件については事前に申請させて、個別案件で審査することと全く同じようにカテゴリ A 案件として審査をするということになります。

原科座長 それでは、フロアからもたくさんお手が挙がっておりますので、フロアに送ってよろしいでしょうか。

それでは、まず満田さん、どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田と申します。

今回の論点整理に早水委員からのリクエストがありまして、J I C A の環境社会配慮審査会第 1 期のまとめに係るポイントを盛り込んでいただいています。私も第 1 期委員としてこのまとめの策定にかかわった者です。まとめが出たのが平成 18 年ですので、2 年たったわけですが、遅まきながら対応を示していただきましたこと、御礼申し上げます。

原科座長 参照しているのはこれでよろしいですか。

一般参加者（満田） 資料 5 - 1 - 4 というものでございます。

原科座長 資料 5 - 1 - 4 をごらんください。

続けてください。

一般参加者（満田） この資料自体の説明は残念ながら略されてしまったのですが、御説明を聞きながらざっとこの資料を改めて読みまして、第1期のまとめということで、審査会の活動を振り返った反省ですとか審査会の効果、それからその審査を通じて見出したことなどをまとめた文書でございますが、幾つか気がついたことがありましたので、少しハイライトさせていただきます。

まず、この資料の2ページ目の「今後の課題」というところです。1)といたしまして「現行ガイドラインの範囲内で検討すべき事項」ということでいろいろ書いてあるのですが、実はこの中に重要なことが含まれているなと感じました。JICAさん、これは現行ガイドラインの範囲内でということなので、恐らく論点表に入れるまでもないということとこら辺ははしょったのかなと思っておりますが、私どもがこのまとめを出したときは、ガイドラインの改正はまだ遠い先の話だな、とりあえずできることは現行ガイドラインの中でもできるんじゃないかということでこのような提案をさせていただいております。ただ、その後JICAさんがこれに対してどう対応されたのかよくわからないのですが、現行ガイドラインでは現実問題実現しなかったなと思うことも結構あるのです。ということは、こら辺に書いてあることもぜひ新たなガイドラインの論点に加えていただく、あるいは、既にもうかなり出されている点もございますので、こら辺をあわせて御検討いただく材料にしていればと思っております。

具体的には、「調査設計」のところでございます。いろいろと書いてあるのですが、3ページ目の中ぐらいです。前回のこの有識者委員会の事例研究でも紹介させていただきましたが、やはり調査の期間に非常に無理があることがあるというのが私どもの経験でございました。真ん中あたりに、「さらに、生態系調査をはじめとする自然環境調査においては、季節性の配慮が必要であり、1年以上の調査期間を確保することが望ましい場合もある。このような認識を踏まえて、調査設計を十分検討する必要がある」と書かせていただいております。これはもう既に類似の提言が出ておりますので、論点表には盛り込んであると思います。

もう1つは、その下の段落ですが、「審査会の意見を調査設計に反映させるため、業務委託公募以前に業務指示書（TOR）を審査会において議論することが必要ではないかという提案があった」。これも調査の質を上げる意味では非常に重要なポイントではなからうかと考えた次第です。

4ページ目に行きまして、一番上の方に協議についての分析がございます。これはステー

クホルダー分析の重要性について書かれたものでございます。これについても重要なポイントではないかと思っただけ強調させていただきます。

さらにその次の5ページ目です。一番上の方にカテゴリ分類について書かれております。カテゴリ分類についてはこれまで必ずしも根拠が明らかでなかったということが書かれておまして、情報不足でカテゴリBとしている例が見られるが、カテゴリAの可能性があるとときは最初からカテゴリAとして扱うべきであるということが提言されております。

それから、その下のc)の運用指針です。これはまさに小西委員からも御提案がありましたし、先ほど吉田先生からも御指摘がありました。私ども、この時点では、ガイドラインそのものを書いていなくても、ガイドラインを補強するような何らかの文書は非常に重要なのではないかと考えておまして、例えば、環境社会配慮場非常に重要な要素であると考えられがちな住民移転、あるいは協議、あるいは代替案のあり方などについて、ガイドラインを補完する運用指針の策定が必要ではないかということ提言させていただきます。それから、「特に被影響住民の生計の向上または維持を図るために必要な調査や措置について、過去案件のレビューを通じて、公開のプロセスによりガイドラインの運用指針やハンドブックを作成し、JICAの方針を打つ出していく必要がある」という提言をさせていただきます。

また、ステークホルダー協議については、先ほどと同じなのですが、現地の言論の自由等の状況を把握することなどによって、ステークホルダー分析及びその協議手法、意義のある協議を実施するためにこういった分析が必要であるという意味からこういう提言をさせていただきます。

その下の代替案についても、需要予測というものを絶対視せず、その変化をモニタリングすること、あるいは需要側管理ということも代替案の1つとして比較の対象とすることを盛り込むべきであるとしております。

その次に、6ページ目です。真ん中あたりのフォローアップの部分の3行目あたりですが、「環境アセスメント支援や住民移転に係る支援が実際の事業計画にどのように反映されたのかいくつかの案件について検証を行う必要がある」ということを書いております。これは、私ども当時の審査会のメンバーといたしましても、実際問題、JICAの協力調査が現実の事業計画に反映されているのか、されていないのかということは非常に興味を持って、フォローアップの必要性を実感していたということから、このような提言をさせていただきます。

以上、今のところ、論点に含まれているものも、あるいは含まれていないものもあるのですが、2の「今後の課題」の部分につきましてもぜひ論点整理の中で議論すべきことがあるのかなと思ひまして、紹介させていただいた次第です。

原科座長 ありがとうございます。

今の点は十分反映できるようにしたいと思います。

ほかに御意見をどうぞ。

一般参加者（田辺） J A C S E Sの田辺と申します。

先ほどのカテゴリF Iの件について1点確認したいのですが、私が実施状況調査の中でこの質問を出したときに、特にカテゴリF Iのサブプロジェクトの実施状況についてはこの実施状況調査の中では把握していないという回答だったわけですが、その点に関して、追加補足調査の中で何か新たに出てくる可能性があるのかどうかという点をお聞きしたいです。

原科座長 この点はJ B I Cですね。どうぞ。

事務局（廿枝） 確認はしますけれども、今この場では出てくるとも出てこないともちょっと申し上げられないのですが。

原科座長 まだ確定していないということだそうです。

それでは、時間が半分ほど過ぎましたので、ちょっと休憩を取りたいと思いましたが、お2人手が拳がっていますので、では、満田さん、続けて今の関係で。そしてもう1人。お2人順番に。

それでは、満田さんから。満田さん、今の関係ですか。

一般参加者（満田） いえ、違います。

原科座長 では、後ろの方、どうぞ。

一般参加者（鈴木） ヒューマンライツ・ナウの鈴木と申します。

単純なことなのですが、2点だけコメントさせていただきたいのです。

前回の資料で、資料4 - 4 - 2として、ヒューマンライツ・ナウの方で「ガイドライン改訂に向けての論点」というものを出しているのですが、この論点の中で、論点表にほとんど入れていただいているのですが、私の論点表の見方が悪いのかもしれませんが、我々が出したテーマで、4 - 4 - 2の中で2番目として、プロジェクトの実施主体の環境社会配慮に関する能力・体制というようなことを審査のスコープに入れるべきだということを書いていて、これに関連するJ I C AとJ B I Cの現行ガイドラインの規定が若干違っているというようなこともあってこの点を論点に入れさせていただいたのですが、論点表の中にはっきりとは

出ていないように思われるので、入れていただきたいということ。

もう1つは、この4 - 4 - 2の中で4番として、非自発的住民移転のことについて、社会的弱者への配慮を論点として入れさせていただいたのですが、これについてこの論点表には明示的には触れられていないのかなと思いますので、その点についてもあわせて御検討いただければと思います。

以上です。

原科座長 これらの点はどうでしょう。前回そういう提案をいただいたのがありましたが、十分それが反映されていないのではないかと。

事務局（渡辺） 済みません、入れたつもりでいたのですけれども、漏れているかもしれませんので、確認して、入っていない場合には入れさせていただきます。

原科座長 それでは、今には対応していただけるということですか。

満田さん、どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。たびたび申しわけありません。

この論点整理につきましてコメントしようと思っていたのですが、先ほど言い忘れてしまいましたので、確認させていただきます。

2つありまして、まず1つは……

原科座長 論点整理についてというのは、今事務局から出されたものについてということですね。

一般参加者（満田） 5 - 1 - 1の資料でございます。

まず1つはこの論点整理の全体の並び方なのですが、例えば第1部対応のもの、あるいは第2部、JICAガイドラインの別紙という実施機関あるいは案件に関する環境社会配慮に関するものというような大別にされた方がむしろわかりやすいのかなということを感じました。第1部に関しては、若干そのような感じになっているかもしれないのですが、業務フローに沿った時系列的に並べていただいた方が見やすいのかもしれないということを感じた次第です。

もう1つのコメントといたしましては、今、私も含めまして一般からのコメントというのが「(一般)」ということで、若干わかりづらい状況になっておりまして、提言を出した人たちは皆記名で、所属団体も書いて出して、所属団体として出している場合もあるし、個人として出している場合もあると思いますが、そこら辺は、この有識者委員会の趣旨を踏まえて、

むしろ記名で書いた方がよろしいのではないかと考えました。

以上です。

原科座長 全体にかかわる御意見をいただきました。これはまず基本で大変重要なことなので議論したいと思いますけれども、大体半分来ましたので、1回中断してから、再開後にまた議論したいと思います。

今、3時41分になりましたので、短くて恐縮ですが、10分弱、50分から再開したいと思います。

午後3時41分 休憩

午後3時50分 再開

原科座長 10分たちましたので、再開いたします。

それでは、先ほど御質問いただいた件に関して議論したいと思います。一番大事なスタートのところですね。ガイドラインをどのように位置づけるかとか、そういうようなことが必要です。

質疑に入る前にちょっと私から御報告しますが、きのうオーストラリアのパスから帰りました。これは以前お話ししたと思いますが、IAIAといひまして、International Association for Impact Assessment という環境アセスメントの国際学会がございます。この学会はこの分野で一番権威がありますけれども、何と123もの国と地域からメンバーが入っております。通常の国際学会というのは、アカデミックな分野で大体50カ国前後なのです。だから、私の同僚に話すとみんなびっくりします。100以上の国が入っているのを。ということは、このアセスメントというのは通常の科学技術とはちょっと違ひまして、人類共通の手段、大変ユニバーサルなものだということだと思います。だから123もの国と地域からメンバーが来ているのです。つまり、先進国だけではなくて途上国にも共通する人類共通の1つのアプローチであり、そういう手段なのです。環境社会配慮ということは各国どここの地域でも国でも重要な課題なので、そのための主要な手段としてアセスメントが実際に使われているわけです。ですから、国内でその手続があるだけではなくて、この委員会で議論しているとおりでございますけれども、国際機関で環境社会配慮のための主要手段としてアセスメントが使われるわけです。

そんなことで、せっかくですのでこの学会の様様も少し御報告した方がいいと思います。

最終日、5月9日ですが、この日に私はこの学会の会長になりました。昨年の選挙で選ばれたのですけれども、日本人が会長になったのは初めてです。30年近い歴史で日本からの会長は初めてなのですから、これは日本に対する期待が随分高まってきたということだと思います。ということで、会長就任の演説をしました。演説は少し緊張しましたが、結果的には緊張した方がよかったですね。結構うまくいまして、終わってから皆さんからお褒めの言葉をいただきまして、私にもよかったです。

中身は、私は、環境を守るためには、やはりアセスというのは科学技術の力をどう反映するかという部分があります。それからいかに公正なプロセスとするか。この2点があります。1つはラショナルリティ、合理性、もう1つはフェアネス、公正性ですね。合理的で公正な判断をする、これがいわゆる賢明な判断ですね。そのための手続なのです。ですから透明性が極めて重要であります。そのためには科学技術者はどうすべきか、アセスの専門家はどうすべきかということで、エシックス、専門家としての倫理の話をして、それが大変共感を受けたのだと思います。我々には結構そういうマインドがあると思います。日本の科学技術が発展したことが日本の経済発展の大きな原動力ですね。科学技術のメンバーというのはやはりそういうエシックス、日本人はかなり持っているとは勝手に考えています。東京工業大学、本学もそういった面がありまして、いわゆる職人気質的なところがありますけれども、そういうのがすごく大事なんですよ。ですから、環境社会配慮におきましてそういうことをきちっとやらなければいけないということで、私が会長になる前に総会がございましたけれども、総会の場で、コード・オブ・コンダクトといいまして、学会のメンバーとしての行動規範、ルールを定めました。総会に参加したメンバー全員の一致です。珍しいことです。普通はみんないろいろな意見を出す場ですから、大体1人や2人は反対が出るのですけれども、この場合には珍しく全員一致、欧米風よりも東洋風な感じで物が決まりました。

この学会の模様を少し御紹介したいと思ひまして、資料を用意いたしました。今、大至急コピーを整えましたけれども。

Daily Schedule と書いていますね。これが学会の日程表です。Saturday, 3 May から、裏側が Wednesday, 7 May となっていますけれども、ざっと見てこんなぐあいで、たくさんの催しがあります。Saturday, 3 May は、これはレジストレーションが初めにありまして、それから Sunday, 4 May、これは学会の正式の行事の前にトレーニング・コースというのがあります。それからテクニカル・ビジットといっているいろいろな現場を視察に行く。そんなのいろいろあります。Monday, 5、これも同じようなことです。この5日には、インターガバ

メンタル・ポリシー・フォーラムといいまして、各国の政府機関と国際機関、そういったメンバーがフォーラム、会議の場を持ちました。ラウンドテーブル形式です。そこでいろいろな意見交換をしたのですが、残念ながら日本の環境省からは参加していなかったのも、やや恥ずかしい思いをしました。洞爺湖サミットを開こうという年に環境省から行かないというのは何とも情けないです。だが、我がJICAはちゃんとメンバーが参加しておりまして、田中研一専門員が参加してくれましたから日本は面目を保ちましたけれども、JICAの活動もそういう場で伝えることによって随分評価を受けたと思います。それから、6日からが学会の本番です。6、7、8、9の4日間でたくさんのイベントがございます。6日にまずオープニングで、現地の政府の人とか学会長、私の前の会長はシャーロット・ビンガムさんという人です。この方はNGOの代表で、21世紀ミレニアム、そういうアメリカで活動をやってきているのですが、そういう方が会長をなさっていた。6、7、8、9とずっと学会の催しが続きまして、8日にAGM、これはかた言いますと年次総会になりますかね。Annual General Meeting、略してAGMです。これがありました。パンフレットはこんな感じです。もうちょっと詳しいプログラムがございます。これも回覧いたしましょう。

ことしのテーマはThe Art and Science of Impact Assessment、サイエンスだけではなくてアーツがある。つまり、サイエンスというのは合理性を追求しますが、アーツというのはむしろ主観的なものが入ってきます。ですから、人々の価値判断とかそういうものを反映するべきだと。そういう両面があるということを確認したそういうテーマでことしは大会を開きました。

8日の総会で、先ほど申し上げた新しい行動規範をこのようなことで認めました。これはすべての会員に義務づけるよりも、むしろそういうことをきちっとやるという会員を登録制度にしたらいんじゃないかというようなことでやっております。

それからFriday、9日ですけれども、この日には、クロージング・プレナリーがありまして、この場で最後に私がプレジデンシャル・アドレスをやっております。Incoming President of IAIAと書いてありますけれども、次期会長ということで、この日にはもう会長になっておりますけれども、会長としてのあいさつをいたしました。

そんなことでこの学会が終わりました。

中身からして、いまお配りした両面のプログラムを見ていただければ、大体どんな活動をしているかわかりだと思えますが、大変盛りだくさんで、多方面のことがございますので、皆さん、ぜひ来年はこれに御参加いただければと思います。新会長としましてお願いいたします。

ます。来年の開催地はガーナのアクラです。ここで5月の下旬に開催いたしますけれども、JICAも、あるいは日本の政府もこれからはアフリカ支援にも力を入れていこうということですので、ちょうどいい機会だと思います。ぜひたくさん御参加ください。

そこでもう1つ、中身にかかわる問題で申し上げます。

もう1つの資料、英語で書いた文章、Proposed Code of Conduct というのがございます。裏側には、ちょっと恐縮ですが、私の顔写真が入った新聞記事をつけております。これは昨年9月の環境新聞という専門的な分野の新聞ですけれども、ここで紹介されまして、会長になるということ、これは選挙が終わってしばらくたったので、そういう取材に来られて報道されました。ですから、環境の分野では大変重要なことで、初めて日本から会長が出たということで我々の仲間は喜んでくれまして、このような報道もされました。

これを読んでいただくと、この学会がどんな学会かわかると思います。大変権威がありまして、各国の政府機関がサポートしております。とりわけ国際機関では世界銀行が毎年ワールドバンク・グループ・デーというのを1日ばかりでそういう場を設けたりしておりまして、大変深くコミットいたしております。それから、この学会は国連で公式に認定されたNGOです。国連で公式に認定するNGOにはなかなか簡単にはなれないのですけれど、この場合には123もの国からメンバーが入っていますので、そういう面で大変インターナショナルで、それから実績も十分あるということで、認定されております。国連でNGOが意見を環境分野で求められる場合にはそういった要請が来るといような、そういう位置づけのNGOです。

そういうことで、これはそういう権威があるというのは、中身ですね。つまり、メンバーがどのような考え方をしているか。そこでProposed Code of Conduct というのがございます。Subscribed to by Self-ascribed Professional Members of IAIA と書いてありますけれども、これはプロポーズですから、去年の提案段階のものです。昨年の10月にメキシコシティでボード・ミーティング、理事会がございました。私はプレジデンシャル・ポジション、理事として3年間任期がありまして、1年目が次期会長という位置づけの副会長格、2年目が会長、3年目がパスト・プレジデントで、前会長といいますが、これも副会長役、そんな仕組みになっていまして、まさに組織自体をサステイナブルにするのですね。順番が入れかわってくることによって同じボード・メンバーの中で順繰りに担当していきますから、学会としての政策がうまくつながっていきます。そんな仕組み。これは国際学会では多い形ですけれども、この学会もそうっております。特にメンバーが多い学会とかいろいろな国が入

っている場合には、どうしてもそういう格好が一番うまくいく方法だということです。

その理事会で審議してできたものです。9項目ございます。9項目の5番目が大変重要なのですけれど、ナンバー5ということで、重要です。ベートーベンのシンフォニーも9つあって、ナンバー5、『運命』が大変有名ですけれども、これも5番目がやはりたまたま一番重要なことだとみんな考えました。ですから、5番目の表現はかなり吟味しまして、この理事会で、この網かけしたような格好にしましたので、これを御紹介します。上の方に書いていますが、As a self ascribed professional member of IAIA the information and services that I provide must be of the highest quality and reliability と書いてあります。highest quality、最高水準の品質と信頼性があると。I consequently commit myself、したがって私は以下の項目にコミットしますというのですね。順番に、1番目は To conduct my professional activities with integrity, honesty, and free from any misrepresentation or deliberate bias と書いてありますけれども、こんな具合に順番にありまして、5番目に To refuse to provide professional services whenever the professional is required to bias the analysis or omit or distort facts in order to arrive at a predetermined finding or result、あらかじめ決まった結果に導くような、そのために分析にバイアスをかけたり事実をオミットしたり歪めたりはしません、そういうことを求められたら refuse、拒否する。このことを見ていただくと、こういう話はよく聞きますよね。でも、これは日本だけじゃないということですよ。この国際学会で出てくるということは、逆に言えば世界中でこういうことがあるということなんですね。そういうことに対してはコミットしないということで、5番目の項目でしっかり挙げました。しかも表現を吟味しまして、こういう感じの表現にしました。これは、実は私は放送大学で15年ほど番組を持っていて、今3つ目の番組を放送中ですが、15年前から番組をつくっていたころから言ってきたことなのです。環境アセスメントは、結果が決まってそれに合わせるだけの「アワセメント」ではだめですよと番組でずっと言ってきたので、結構この分野ではみんな使ってくれる言葉になってしまって、余りそれはうれしいことではないのですけれども。ただ、それではだめだという意味で、「アワセメント」はだめだ、本当のアセスメントというのは、結果はまだわからないのだから、それに対してきちんと合理的で公正な判断をしましょうということです。そういうことを言い続けてきたのですが、それと同じ思いなのです。IAIAのメンバーはみんな同じ。そういうことを私は考えていたので、会長の就任演説でもそのことを特に強調したのですけれども、エシックスの問題が大変重要だと思います。

私は、新 J I C A のガイドラインはまさにこの精神でつくってもらいたいのです。そういうことできょう御紹介しました。ぜひこれは全体の文章を読んでいただきたいのですが、こういうことなのです。つまり、J I C A は技術者集団として途上国を支援してまいりました。そしてその実績はすばらしいものがあると私は思います。その伝統を踏まえて、これから新 J I C A というのは本当に巨大な独立行政法人になります。10 billion dollars、円借款を含めると 1 兆円近くの事業規模になりますね。これは実際にワールドバンクのメンバー、インターガバメンタル・ポリシー・フォーラムでも、スティーブ・リントナーというこの分野で有名な方がおられますが、彼に話したら、彼はびっくりしていましたよ。1 兆円近くとはすごいな、それはまさに第 2 世銀だと言っていました。ですから、彼は、機会があったらぜひこの会にもインプットしたいと言っておられるぐらいです。そういうことで、世界でも注目するような大変な活動をするのです。期待もされているわけです。その期待にぜひ答えていただきたい。そのためにはセーフガード・ポリシーはやはり一番大事ですね。ですから、このガイドラインは、そういうセーフガード・ポリシーをしっかりと整理した上でガイドラインを位置づけるとか、そういうような枠組みをどうするかということも十分議論していただきたいと思います。この件に関しましては吉田先生と先ほど休憩中にお話ししまして、セーフガード・ポリシーをはっきりした上でやった方がいいんじゃないかとおっしゃっておられて、私もそんなふうに思います。ということで、このガイドラインをつくるに当たっては、改めて全体の組み立てをしっかりと議論してそういうものをつくっていきたいと思います。

あと、詳しくは、このお手元の資料を読んでいただきたいと思いますが、今日は I A I A からのファースト・レポートといいますが、まだほかにもいろいろ御報告したいことがございますけれども、余り時間を使うわけにいかないのです、この辺で打ち切ります。ともかくそういうことで、ぜひよいガイドラインをつくっていただいて、本当に目に見える格好で日本が世界に貢献するのだということにしてもらいたいと思います。

今のセーフガード・ポリシーで、吉田先生、何かございますか。

吉田副座長 時々そういう世界の潮流というか起きていることをぜひ御報告していただきたい。励ましてください。

原科座長 ありがとうございます。

中山委員 すばらしい話なのですが、この I A I A というのは、なぜ名称に environment という用語が入ってないのでしょうか。ちょっと気になったのですけれども。

原科座長 大変すばらしい質問ですね。そのとおりなんですよ。つまり、impact assessment という表現をわざわざ使っていて、environment impact assessment と、もともとスタートはそうだったのです。ところが、impact assessment というのがポイントになるだろうと。つまり、我々は環境社会配慮と言っていて、判断するときに環境だけではないのですね。ですから、環境及びソーシャル・インパクト、それはエコノミーとか、大変複合的・総合的になってまいりますので、それで environment にこだわらない方がいいだろうと。結局そういうことで大きな傘を設けましたので、中身は、environment impact だけではなくて、technology assessment とか social impact assessment、さらに最近では health impact assessment と結構ありますね。それから strategic environment assessment、これは戦略アセスですね。みんなこれに入ります。ということで、impact assessment というグループで、いずれにしても意思決定を支援する、そういう手続だということで整理しております。ですから、この学会は環境面だけではないと考えていただきたいですね。むしろプランニングとかポリシー・メイキングに貢献するということに重点があります。

どうもいい質問をありがとうございました。

吉田副座長 私もお聞きしていて、20世紀が科学技術の暴走といたら、やはり科学技術に携わる人は相当強いエシックスを持たないと21世紀は開けないという、多分そういう大きな思想の中にあるのかなと私は勝手に思ったのですけれどね。

原科座長 私もそのように理解しております。吉田先生のおっしゃるように私も考えております。

それでは、よろしいでしょうか。

では、そういうことで、早速先ほどの御質問、満田さんからいただきましたので、まず全体の項目の並び方について、どうしてこういう並び方にしたかと、いろいろ御質問ございました。この点に関して御回答をお願いしたいと思います。

事務局（渡辺） 論点整理の項目立てですけれども、基本的には全体的なことの後に手続の流れ的なこと、つまりカテゴリ分類、環境レビュー、モニタリングといったような流れの部分、あとは個別に、ガイドラインで規定として大きなポイントとして、例えば情報公開ですとかステークホルダー協議ですとか住民移転の関係を並べているということでございます。必ずしも明確にルールづけるわけではないですけれども、一方で、JICAのガイドラインとJBICのガイドラインは今ちょっと目次立てが違っているということもございまして、必ずしもどちらかに合わせる必要もないだろうということ考えておりますけれども、もし、

例えばJ B I Cガイドラインの目次に従った構成の方が議論がしやすいということであれば、それはまた御意見をいただければと考えております。

あと、論点の中で、今、委員はお名前を入れておりますけれども、必ずしもだれが言ったかということがハイライトされるのではなくて、論点として何を入れて議論すべきかということでございますので、もう既にある程度資料をつくってしまったところもございまして、この形式で御勘弁をいただければと思っております。

原科座長 よろしいでしょうか。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。ありがとうございました。

私が申し上げたのは、前回少し御説明いただいた新J I C Aの業務フロー、どうしてもガイドラインの特に第1部に関する事項というのは - 第1部というのはJ B I Cガイドラインの第1部で、J I C Aについては手続的な部分だと思うのですが、そこについては業務フローに応じた各フェーズといいますか各段階での手続が議論されていくのかなと考えております。ですから、少なくとも、一番下、1ページ目に今の構成が書いてあるのですが、この資料の1ページ目に目次のような項目が書いてありまして……

原科座長 済みません、「この資料」はどの資料ですか。

一般参加者（満田） 資料5 - 1 - 1、論点整理の案の1ページ目の「項目は以下の順に掲載した」ということで、ここを見ていただくとわかりやすいと思うのですが、この2行目のカテゴリ分類、環境レビュー、モニタリング、フォローアップ、これが恐らく手続的なくくりなのかなと考えているのですが、例えばその3行下、審査諮問機関、意思決定、異議申立、この意思決定は少なくとも2行目のくくりに入るものかなと考えている次第です。

それから、「(一般)」と書いた表記につきましては、だれが言っているかよりは内容が重要なのだということは私も大変賛成するのですが、ただ、ちょっと見た目に、時々自分が言ったことがどこに行ってしまったのかというのを素早く検索するには名前があった方が便利かなという思いもございます。あとは、やはり皆さん自分が提言したことに一番関心がおありでしょうから、それが議論されるときにその場にいたいとか、そういうような効果もあると思います。

以上です。

原科座長 先ほど、反映されていないかもしれないとほかの方から御質問がございましたけれども、その意味では、やはりどなたからの意見かというのをわかるようにした方が、意見を出した方にとっては自分の意見が反映されたことを確認できますから、いいのではない

かと思えます。

福田委員、どうぞ。

福田委員 この論点整理のまさに整理の仕方についてなのですが、正直申し上げて、私もこの表の並び方自体には大変違和感を持っています。例えば15ページをごらんいただいたのですが、ここは地域住民との協議について - ステークホルダー間の協議についての論点はその前の14ページからずっと並んでいるのですけれども、非常にいろいろなものがここには混じっていて、例えば14ページの一番下の「ステークホルダー分析」に関するNGOの提言というのは、審査において新JICAがどのようなことを留意すべきかというポイントについての提言です。下に来て、のところに書かれているJICAの問題意識というのは、現在の開発調査の中でどのような地域住民との協議を行うかという点についての問題だったりします。一方で、そのすぐ下に出てくるJBICに対する私たちの提言というのは、資金協力をを行うプロジェクトが満たすべき要件についてのステークホルダー協議に関する規定の部分についての議論であります。こういうものをすべてまとめて議論するというのは余りに乱暴ですし、議論を混乱させる可能性があるのかなというのは私も満田さん同様恐れているところでもあります。これはまさに新しいガイドラインの項目立てをどのようにしていくかということにかかわってくるのかなと思うのですが、1つは、まず少なくとも資金協力における審査のときに使われるプロジェクトが満たすべき要件ですね、具体的に今のガイドラインで言えば、JBICのガイドラインの第2部、JICAのガイドラインの別紙1に関する部分、この部分は一たん切り離して、まとめて議論すべきなのかなと思います。それから、新JICAのアクションに関する部分はどのように整理したらいいかなというのは、これは皆さんのアイデアをいただければと思うのですが、主に分けて、1つは今のJBICのガイドラインに盛り込まれているような、案件の審査、意思決定、モニタリングに関する規定、具体的なプロジェクトに対する資金協力のプロセスに関する規定というのが1つある。それとは別に、協力準備調査の中で何をやっていくのかという現在のJICAのガイドラインに盛り込まれているような内容がまた別途ある。恐らくそのように整理して、1つ1つについて議論していった方がわかりやすいのではないかなとは私は思っております。というのが1点です。

もう1点申し上げたいのですが、前回、新JICAの業務フローについていろいろ議論させていただきました。相当議論が尻切れトンボになっていて、今回、もうちょっと詳しい議論ができるかと思って、いろいろ聞きたいこともたくさん用意してきたので、それについて

今後議論できればと思うのですが、まだなかなか新業務の業務フローが固まりきらない中でこの議論を行っているという側面は否めないかなと感じています。

議論の順番なのですけれども、先ほど私が申し上げた切り方をもしするのであれば、少なくとも資金協力においてプロジェクトが満たすべき要件についての議論、具体的には今のJ B I Cの第2部、J I C Aガイドラインの別紙1に関する議論というのは先行してできるのかなと思っています。一方で、協力準備調査絡みの議論というのは、もうちょっと具体的に協力準備調査の中身が見えてこないと難しいのかなと感じておりまして、そういった形で議論を整理して進めていってはどうかなというのが私からの提案です。

以上です。

原科座長 今、御意見をいただきましたので、これらに関しまして事務局でお答えすることがございましたら、お願いいたします。

事務局（廿枝） それでは、せっかくの御提案ですので。ただ、これを全部いじり直すちょっと手戻りになるかもしれないので、今福田委員から御提案のあったやり方でこれを整理し直すとするとういう項目立てになりますということ、項目だけでも先に事務局の方で早速再整理したものをつくって、それで委員の皆さんに、メールになりますけれども、お送りさせていただいて、それで特に違和感がないということであれば、その項目にこの中身をばーっと張ってコンプリートなものにして再度皆さんに御提供するというところでやらせていただければと思います。

あと、議論の順番については、ほかの委員の皆さんの御意見もこの後いただければと思いますけれども、とりあえずこの資料の並びについては事務的にそういう形で対応させていただきたいと思います。

原科座長 では、堀田委員、どうぞ。

堀田委員 議論の進め方についてですけれども、論点整理の仕方というのは原理的に言うと複数あり得るわけですね。確かにこういったことは結果的にガイドラインの項目立てにも関する話でしょうから、丁寧に行うべきというのはそのとおりだと思いますけれども、一方で、各論点の実質的な議論について十分な時間を取ることもやはり重要かなと思いますので、せっかくこういった形で論点整理を事務局の方でしてくださって、さらに委員の方、それから出席者の皆さんから、どういった論点についてであればもう議論を始められるのではないかという項目を具体的に今挙げていただいたわけですから、それなりに手戻りのない形で実質的な話が始められる段階にあるのかなと私は感じております。

原科座長 いかがでしょうか。今のような御意見ですが、そんなことでよろしいですか。両方意見が出ました。

JICAのガイドラインを1部、2部で分けたことの趣旨をもう1回考えてみたらいいと思います。1部でしっかり概念整理した上で2部に進むというような、そんな考え方でですね、JICAでは。両方やっているからこんがらがってしまいました。基本的には、どんな考え方をまず整理した上で具体的な手続というような。

いろいろな国際機関でセーフガード・ポリシーがあって、順番がありますね。やはりああいう整理は大事だと思うのです。その方がお互いにコミュニケーションできますしね。そのようなことはちゃんとやるべきだと思います。

これに関して、吉田先生、どうでしょう。ADBの場合は3段階ですよ。

吉田委員 そうですね。私も、原科先生が来られる前に発言したのですが、この諮問されたスコープ・オブ・ワークは新環境社会配慮ガイドラインの検討ということで始まっているわけですが、そもそも新ガイドラインはどこに位置づけられるのか、そこは議論というか、ある程度みんなが共通の理解を持っているとしないのでは、議論の中身の方向も、またそれにかかる時間もかなり変わってきってしまうのかなという懸念があったものですから、やはり1つ、理念とか政策の根幹を、少なくとも新JICAの憲章、チャーターをにらんで、そこから援用した形でのセーフガード・ポリシーというのをきちっと、法律で言ったら憲法的なものがあって、次にガイドライン、これも先ほど引用している小西委員の最初の発言にあった、1ページ目にある、余りガイドラインで縛りつけるよりも、ある程度柔軟性を持たせた形にしておいて、むしろ実務面のオペレーション・マニュアルというもの、あるいは各主要な項目に関する補強するような形でのマニュアルという、その3段階構成で行くということはある程度前提に置いてガイドラインを議論しますよということとそうでないのでは結構違ってくるという意味なのです。ですから、ここである程度、3つぐらいの段階の中のガイドラインという位置づけでやりましょうということであるならば、例えば細かい議論に入ったときに、いや、そこまではオペレーションの分野だから、それはオペレーション・マニュアルの方に移しましょうよとか、インボランタリー・リセットメントの話とかそういうものをもうちょっと細かく、協議をどうこうという、そういう実務上のマニュアルはそっちに行きましょうとか、そういう議論ができると思うのです。ですから、そこは皆さんの意見を聞いていただいて、また事務局の意見もいただいて、もし3段階構成にするなら、この委員会としての提言という形でもいいから、セーフガード・ポリシー・ステートメントというよ

うな形のものもつくるように提言するとか、あるいは、ある程度そこに対する提言をしますよ、次にそれに基づいてガイドラインを検討します、かつ、それを実務面で補強する形でマニュアルをつくりましょうと、そういう方向性を出せばいいなとは思いますがね。

原科座長 できたら3つともここでやりたいですね。

そのような感じもいたしますが、この点に関して皆さん御意見ございますか。

清水委員 議論する順番ということなのですけれども、今、吉田委員がおっしゃった3段構成にするか否かという点については最初に議論した方がいいと思うのですけれども、その次につきましては、J B I Cのガイドラインの第2部、J I C Aで言えば別紙1の部分から議論しないと、現実的に第1部に関しては、業務フローが決まっていない状況ですので、難しいと思いますので、順番としては、3段構成にするか否かということが1つ、次が2部で、次がJ B I Cのガイドラインで言うと第1部の部分ではいかがでしょうか。

原科座長 業務フローが決まらないというのは困りましたね。業務フローが決まらないと先まで行けないので。それはどんな進捗状況ですか。それを改めて。1月たちましたので。どなんぐあいですか。

福田委員 ちょっといいですか。先ほどの吉田先生のコメントについて。

原科座長 では、福田委員、どうぞ。

福田委員 業務フローについてはまた後ということで、一たん。

吉田先生の問題提起のイメージが実際には私はよくつかめていないのですが、現行のガイドラインの中には、J B I CもJ I C Aもそうですけれども、前書きなり基本理念というのがあって、それからJ I C A・J B I Cの基本方針というのが書かれていて、実際に、政策と先ほどから吉田先生がおっしゃっているような何かというのは今は含まれていると。それからそれを実現するための具体的な手続、それから相手方に求める要件というのが書かれていると。それで、3点目のマニュアル的なものというのがどういうことを意図していらっしゃるのかというのがちょっと、どういう切り分けを吉田先生の頭の中でしていらっしゃるかが私にはよくわからないというのが正直なところで、例えば、私がよく知っているのは、アジア開発銀行の環境政策というのは、正直言って、政策そのものにJ B I CやJ I C A - J I C Aはちょっと特殊ですけれども、J B I Cのガイドラインよりは詳しい手続が政策の中に書かれているので、その政策とガイドラインとおっしゃったのとマニュアルとの関係をもうちょうと整理して御説明していただくと、私もわかりやすいかなと思うのですが。

吉田副座長 これは前回の説明のときに御説明した今のADBのアップデートの中で、主要な分野が、環境アセスメントとインボランタリーとインディジニアス・ピープルのな、そういう主要なところが3つになってしまっていて、実はここで議論されている社会環境配慮の、きょうの論点整理の中でも明らかにインボランタリーとかインディジニアス的なところの論点は非常に多く、幅が広く取られていますよね。ですから、そういう形でセーフガード・ポリシーという主要な論点で書かれている3つのエリアを包括的に説明するようなステートメントですか、理念というような形で、かつ、日本のODAのチャーターに結びつき、JICAのチャーターに結びつけて、その整合性を保った形で、まさに開発協力におけるインパクトですね、多様な分野におけるインパクトを包括的にとらえるのだという、そういう政策ステートメントがあって、かつ、それをもうちょっと、実際に運用するコンサルタントの方、あるいは行政の分野の人たちが、ではその理念を具体的にどのように運用するかというの中間点的なことでガイドラインというのがあって、さらにもうちょっと日常業務的な分野に入ってきた分野で、業務フローに合わせて一体どういう観点でそういうガイドラインを実務の分野で執行していくのかというものがマニュアルになる、そういう整理で私はとらえています。

原科座長 よろしいですか。

福田委員 まず、私の理解する限り、現行のADBの政策はそうはなっていないと思っています。その点はいずれ議論させていただければいいと思うのですが。

それとは別に、業務マニュアル的なものをこの場で議論すべきだと私は思うのです、もしそういう分け方で言えば。例えば、アジア開発銀行は今セーフガード政策の改訂をしておりますが、11月にドラフトが出ました。このドラフトには業務マニュアルがついていなかったのです。結局、この業務マニュアルの案を見ないと、では実際にADBは何をやるのということがわからないということがいろいろなステークホルダーからコメントとして出てきていて、最終的に、この前、4月22日に日本でもコンサルテーションを行いました。その後、ADBはドラフトについて第2ラインドラフトをつくるということを決めまして、第2ドラフトにはちゃんと業務マニュアルの案もつけます、これについて皆さんコメントしてくださいということで、若干議論の逆戻りが発生しているのです。そういう意味では、実際の業務の流れに沿った手続についてもきちんと議論するというのが環境社会配慮上重要だと思っているので、分け方をどうするのかということについてはぜひ、もうちょっと具体的なイメージをいただければ、いろいろ議論させていただきたいと思うのですが、しかし、業務フ

ローに沿った新 J I C A が行うべき環境社会配慮の手続というものについては当然この委員会で議論すべき話だと私は思っています。

原科座長 私もそう思います。全くそうだと思います。この件は皆さんも御異論ないと思います。ですから時間がかかるということです。

それでは、そういうことで、ではフロアからどうぞ。

一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺と申します。

J B I C ・ J I C A に 1 点、この点に関して質問したいのですが、現行のガイドラインのマニュアル的なものが既に内部文書なりであるのかどうかということをお聞きしたい。

原科座長 では、この点、御回答願います。

事務局（廿枝） J B I C については、ガイドラインと、これも公開しておりますが F A Q と言われているもの、これ以外に我々だけの執務参考資料としてのマニュアルというものは存在しておりません。

原科座長 それでは、J I C A の方。

事務局（渡辺） J I C A の方も、資料 5 - 1 - 4 に書きましたけれども、運用指針的なものはございません。

原科座長 ということでよろしいですか。

それでは、議論を進めてまいります。

呼び方は「セーフガード・ポリシー」と「ガイドライン」と「オペレーション・マニュアル」という表現でいいかどうかわかりませんが、表現としてはこれまでの J I C A の格好でもいいかもしれませんね。でも、中身としては、かなり具体的な手続がわかるようでないとならば効果的なガイドラインになっているかわからないということだと思います。別紙で具体的に書いていて、例えば最初のスクリーニングの情報を集めるためにフォームが決まっていますね。あのフォームは非常に重要なもので、ああいうものをきちっとやっておかないと本当に必要な情報が手に入るかわかりません。我々はそのことを十分理解した上でああいうフォームを決めたわけです。ということですから、中身としてはそういう 3 段階のものが概念としてはありますけれども、表現としてはまたさらに吟味したいと思います。

ということで、そうすると、何しろ全体の方針みたいなのを決めて、それからガイドライン相当のもの、それからさらに具体的なもの、そのような段階構成で整理しなければいけないというところよろしいでしょうか。

事務局（廿枝） 先ほどちょっと途中になってしまいましたけれども、進め方なのですけ

れども、そもそものこの論点整理の整理の仕方については、堀田委員からの御意見もございましたが、もう一回我々なりに、少なくとも部分的に順番が適切ではない部分はあるかもしれませんので、いろいろいただいた御意見を踏まえて、先ほども言いましたように、この論点整理の資料自体は議論のしやすいようにもう一回検討して、委員の皆さんにまたお諮りします。

その後の議論の進め方なのですけれども、先ほど、業務フローが決まらないと今のJ B I Cの第1部のようなところはなかなか議論ができないので、それは後回しにして各論的な話から先にやらざるを得ないのではないかというお話だったのですけれども、もう10月までそんなに時間もありませんので、業務フローについては鋭意我々も議論しており、次回のこの委員会も6月の初めということでございますが、やはり物の順番というか、総論あるいは原理・原則・理念がまずある程度決まらないことには、それを具体化するための手続的なものもなかなか決まっていけないところがあるので、各論的なところから入ると、後でまたそこから戻ると手戻りが生じるのかなというのがちょっと心配です。ですので、我々としては、これを改めて再整理をしたものを来週以降お示ししますけれども、それをもう一回皆さんにごらんいただいた上で、できれば、やはり順番にというか、総論的な部分から一個一個論点をつぶしていく議論をしていただきたいと思います。その一個一個の論点についての議論を進める中で、業務フローについて必要な部分については我々もその時点その時点でするだけ御説明するようにします。それでも当該論点について業務フローのこういうところがわからないとこれ以上は議論しても議論しようがないということになれば、その時点でその論点はペンディングにせざるを得ないかもしれませんが、一度全体の論点をつぶしていく中で、必ずしも1回できれいにつぶれていくとは限らない、中には非常に議論が分かれて、もう一回後で戻りましょうという論点もあれば、そんなに意見の相違がなくて、あとは具体的なガイドラインの文案にどう落とすかですねというので済む論点もあるかもしれないし、それを一通りやった上で、さらに二巡目、三巡目とやるうちにいよいよ論点が絞れてきて、意見が分かれるところについてさらに集中して議論していくという形で、業務フローについてもその都度さらに必要に応じて必要な範囲で御説明させていただくという形でやらせていただきたいなと思います。

原科座長 今の御提案でよろしいでしょうか。やはりまず総論的なことをしっかり踏まえて、その上で次の段階に進みたいと。業務フローに関しては並行して今固めておられますから、そのタイミングで提供できる情報に制約があるということだと思います。だから、それ

に応じて議論していきましょうということです。

清水委員 ありがとうございます。

おっしゃることもわかるのですが、私の中でまだ業務フローが決まっていないうちで、また余りにもざっくりとした情報しかいただいていない中で第1部のことを話すといっても、何をどこからどう話していいのかというあたりがまだ印象がつかめないところです。総論から話していった方がいいというのは、筋としてそうだとすることはわかるのですが、そうであるならば、前回、1カ月前に委員会の場で業務フローについて御説明いただきましたけれども、その後、確定した部分についてはこの場で順次説明していただくとか、そういうことはできないでしょうか。そうしたら、例えば、この部分については決まったから総論についてもこの部分は議論できるとか、そういった話し方もできるかと思うのですが、いかがでしょうか。

原科座長 先ほど私もちょっと申し上げたのですが、業務フローに関して今どのくらい固まってきたか、現在の状況を教えていただくといいですね。それによって我々も議論の進め方をどうしたらいいか考える材料になります。

事務局（植嶋） JICA企画部の植嶋でございます。前回、業務フローの説明をJBICの中澤課長と一緒にさせていただきました。

あれから1カ月間たっておりまして、細かい部分で議論が進んだ部分もありますが、まだ体系的にまとめて御説明できるような段階には至っておりません。6月3日までに何か少しまとまった形で説明できる部分があれば御説明したいと思いますが、何分関係者が多くて、調整に非常に時間がかかる部分もございます。パーツパーツで出してもわからないと思いますから、ある程度まとまった段階でユニットで出していきたくております。会合が3週間に1回ぐらいずつのタイミングであると思いますので、毎回それまでに発表できるような内容があれば必ず御説明していくという形で進めさせていただきたいと思います。

原科座長 具体的には、次回ぐらいに途中段階のを出していただいてもいいですか。次回は6月5日ですね。

事務局（植嶋） 6月3日ですね。

原科座長 3日でしたっけ。5日じゃなかったか。

事務局（植嶋） 事務局を通じて御回答させていただきたいと思います。

原科座長 5日の2時～5時ということですね。その段階で、中間段階で一步進んだものを出していただきます。

それでよろしいですね。これから準備できますから。

事務局、どうですか。

事務局（廿枝） では、次回のときにその時点のものを。

原科座長 今の件ですか、お2人。では、田辺さんから。

一般参加者（田辺） J A C S E Sの田辺です。

今のJ B I C側からの御提案で実際に想定してみますと、例えば最初の1、2、3あたりは本当にフローと直結してくる問題ですし、4の「カテゴリ分類」も、実際に調査段階でどのようにカテゴリ分類していくかという話ですし、「環境レビュー」もそうですね。「モニタリング」が唯一融資後の段階ということで議論し始められるということで、実際に議論できることが非常に限られてくる。そもそも実際に想定してみたときにこの表どおりにはかなりいいかないような気がするのですが、その辺はどのように考えているのでしょうか。

事務局（廿枝） 先ほど申しましたように、この紙自体もう一回再整理しますけれども、業務フローといっても、今J I C AとJ B I Cがやっていることをどう1つの機関でやっていくかということで、基本的には、無償の本体というのがありますけれども、今J I C A・J B I Cのやっていることをどうするかということですので、だったら何でそんなに時間がかかるのだという話かもしれませんが、先ほども言いましたように、次回の6月5日までの間にそれなりに進捗があるでしょうし、今日この論点整理表を説明したのは、本当にさらっと説明しただけで、まだ一個も立ち入った議論に入っていないということですから、今の時点でできるかできないかということをお場で忖度してもしょうがないので、実際にここに書かれている問題意識について、きょうは我々の方から一方的にさらっと表面をなでましたけれども、まさにそれぞれの御提案いただいた方からも、ここにコンパクトにまとめている以上の、そもそもこういう論点を提起した趣旨はこういうことだというような趣旨説明みたいなものを行った方がいいと思いますし、その議論を進めていく中で、業務フローがどうしてもボトルネックとしてそれ以上進めないという部分になったら、それはそこでペンディングにせざるを得ないと思うのですが、ただ、だからといって各一個一個の論点についてのそれぞれの方々の持つ問題意識をみんなで共有すること自体は別に無駄になるわけではありませぬ。論点の議論は一巡しておしまいというわけには多分いかないと思うのです。一巡して、この論点は手ごわそうだとか、この論点はそんなに意見は分かれそうにないなというので、徐々に絞られていって、徐々に深掘りした議論、さらには、そういう議論をしていく中で、もっとこういうことを事務局から説明してほしいとか、もっとこういうことにつ

いて実例を調べてほしいとか、またいろいろ派生的に生じる論点ですとか確認事項が出てくるでしょうから、必ずしも業務フローだけが議論の障害になるわけでもないのではないかなと思いますので、そこはぜひ再整理した資料をもう一回ごらんいただいた上で、次回の6月5日には一個一個の論点についての議論を開始させていただきたいと思っています。

原科座長 では、満田さん、どうぞ。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私自身も、業務フローというものは環境ガイドラインのとりわけJ B I Cさんの第1部のな手続との関連性については非常に重要だなと感じている者の一人です。ただ、議論ができないほど現在の、前回御説明いただいた業務フローが全くわからないというところまではいかないとは思っています。ただ、現行のJ B I C・J I C Aさんの業務フローと新J I C Aさんの業務フローで最も違うのは何かというと、いろいろあると思うのですが、私が注目しているのは、案件形成段階の協力準備調査（仮称）というものです。とりわけ、前回の業務フローの御説明では、その協力準備調査が新J I C Aとしてどのようなレベルで、どうやって意思決定されるか。その開始だということをやること自体が。それから、前回の御説明の中で、ローリング・プラン、事業の展開計画の関係について福田委員からクラリフィケーションがあって、それについてお答えいただいたのですが、それについても、ではローリング・プランが公開されるか否か、ローリング・プランに挙げられた事業がどうやって絞り込まれて協力準備調査の俎上に乗ってくるかどうか。その協力準備調査が終わって、普通でしたら、今のやり方とかを考えますと、終わって報告書なりが公開されて、パブリック・レビューを経て、円借款としてつながる案件については円借款のフローに乗ってきて、要請あるいはアプレイザルという流れに至るわけですが、それが今回一体化されるわけですね。そこが非常に、ある意味、今まで長く伸びていたものがぎゅっと縮まる。つまり、協力準備調査の終了と要請と報告書の公開とパブリック・レビューとアプレイザル・ミッションの関係はどうなっているかということですね。

あと、協力準備調査の期間ですね。先ほどから円借款の迅速化ということで要望があるということがありましたが、たしかODAにコスト削減の一環として、徐々にF Sにかけられる調査というのは厳しくなっているのかもしれないなと私も端から見ているわけです。私など環境社会問題に関心のある人間にとっては、必要な調査期間が確保されなくなるのではないかというのが非常に気になっているところでありまして、そこら辺をどうするのかというのが業務フローの関係上は気になっているところです。

それから、有償資金協力なり無償資金協力なりの意思決定とその前の段階でのアプレイザルなりとの関係はどうなるか。意思決定したものがどうやってL AなりG Aなりに反映されていくのか、それが反映できるのかどうかというところですね。

そこら辺は、ぜひとも次回、全部は無理だと思うのですが、おわかりになる範囲で明らかにしていただきたいなと思っているところです。

以上です。

原科座長 今、そちらから手が挙がりましたね。福田委員、どうぞ。

福田委員 2点ほど申し上げたいのですが、まず1点は、新しい業務フローに沿った私たちの問題意識というものはまだこのテーブルの上に載せていないのです。そういう意味では、これを前から議論するというやり方では、私たちのやりたいと思っている新しい機関の業務に沿った環境社会配慮の手続はどうあるべきかという議論はできない。今、具体的に私たちがどういうことを問題意識として持っているかということは満田さんから述べていただいたので繰り返しません。そういった点についてはどういうタイミングで私たちなりの論点をお出ししたらいいのかなというのが、この業務フローの議論との関係で若干困っているというのが1つあります。

もう1つは、ある1つの論点を議論するときに、この場で今新JICAでここまで決まっていますということを説明いただいて、ではそのポイントについて議論しましょうというのでは、非常にざくとした一般的な議論しかできなくなってしまうのではないかという懸念を持っているというのも一方であります。私たちとしては、ある程度の情報を踏まえて、この場にこういうガイドラインにしてほしいという提案をきちんと皆様にお示した上で一つの論点について議論したいと思っているので、1つの回で、例えば、あるポイントを今からやりますので、今からJICA側から業務フローの説明があります、それでは委員の皆さん用意ドンで議論してくださいというやり方ではちょっと議論がしづらいなと思っています。どのようにやったらいいのかというのは私も名案がなく、確かに先ほど甘枝さんがおっしゃったようにきちんと総論部分を固めてということもあるでしょうから、前からやっていくというのは1つの考え方としてはあると思います。例えば、委員会と委員会の間に、業務フローで次回議論する部分について別途何か議論する場、教えていただける場を設けていただくとか、そういった仕組みがあれば私たちとしてもこの委員会できちんとした議論ができるかなと思っているので、その辺は工夫したいと思ひますし、していただければなと思ひます。

原科座長 ありがとうございます。

両方の意見がございませぬので、なかなか難しいところですけども、私はやはり総論的なところを1回はやった方がいいと思いますから、それで先に進むというよりも、そこをやってみて、行ったり来たりになりますけれども、ある程度の手戻りはやむを得ないかもしれません。次回はそのようなことにしたいと考えます。

ただ、業務フローに関しては、先ほどお願いしたように、次回、今どこまで来たかということの情報提供をいただきますので、もう少し議論はしやすいと思います。次回はそうに進めたいと思いますが、たくさん御意見をいただいたので、きょうは終わってからビューローをやりましょう。それで、それぞれの分野の委員、代表の方にお集まりいただいて、事務局も一緒に相談して次回の議論の進め方を決めたいと思います。

(2) その他

原科座長 そこで、時間ももう余りありませんので、私なりの新JICAの業務に対する理解をちょっとお示ししたいと思います。これは間違っているかもしれないので、御指摘いただきたいと思います。実はIAIAの大会で日本の国際協力のセッションを設けました。これはお手元にお配りしたプログラムのTuesdayの部分です。オープニング・プレナリーのあった日ですね。Tuesday, 6の午後の後半です。コンカレント・セッションズというのが16時~17時30分まであります。これがたくさんの分科会に分かれます。

その1つで、日本の国際協力というセッションを行いました。タイトルは、ここにありませんように、Environment and Social Consideration in International Cooperationで、Japanese Wayとか書きましたけれども、そのようなことで、1つは、この1月1日にスタートしましたJETROの新ガイドラインの説明をしました。これは藤崎先生、東北大学の教授の方ですけども、この方は3月まではJETROのアジア経済研究所の方におられたのですが、この方に御説明いただいて、議論しました。JICAからは田中研一専門員にお願いして、やはり御報告いただきました。3人目には世界銀行のスティーブ・リントナーさんにコメントをいただきました。リントナーさんは日本の状況をよく御存じなので、いろいろ補足的な説明をしていただいて、かなり議論ができました。そういうことで、そのときに、入り口のところで、イントロダクションで日本の国際協力について説明しまして、その中で私が新JICAの仕事がどのようなことになるかということを紹介しましたので、間違っていたら申

しわけないですが、多分そんなに違ってないと思います。ちょっとごらんいただきたいと思います。

これは、JICAがいろいろなことをやっているということです。

これは経済成長、やはりウェルフェアの向上が必要だということですね。これは私が放送大学の番組をつくるのでヘリコプターで撮った写真なのですが、圏央道の建設現場です。今、道路の問題が大きな問題になっていますね。これは写真の上半分は緑が多いでしょう。八王子のところですね。下半分は開発されていますね。自然の保護とかとちょうどぶつかるようなところなのです。そういう意味で象徴的な絵なので、これを使いましたけれども、我々はサステナビリティを考えているわけですね。ということでこのガイドラインもつくっているわけです。

Roles of JICA/JBIC for Big Projects in ODA、ODAにおける協力、今ちょうど開発調査をJICAが行っています。それから円借款ですね。こういうものがどのようになるかということで書きました。JICAは案件形成段階ですね。JBICが融資段階。案件形成段階ということで、JICAは1990年～96年までに20種類のプロジェクトに対してガイドラインをつくりました。ですから、我が国の国際協力機関の中ではJICAが一番先に始めたんですね。そしてJBICが円ローンを行っていますが、JBICは1999年にできましたので、両方が今活動しているわけです。ある大きなプロジェクトに対してJICAとJBICがそれぞれ連携して活動すれば、ちょうどワールドバンクが案件形成段階から一貫してやっていますから、そういう機能を果たすわけです。だから合わせるとニアリーイコールということですね。ニューJICAはことしの10月から発足しますので、そのファンクションはワールドバンクが行っているものと似たようになるでしょう。事業規模が大変大きいですから、新JICAは世界中から注目されると思います。

これは最近のガイドラインのプログレスです。10年間で随分変わりました。多分こういうこともあったので私がIAIAの会長に選ばれたと思うのです。日本が随分この分野で目に見える形で新しい活動をして、貢献もしつつあるということだと思います。JBIC、JICA、JETRO、3Jの全部がガイドラインをつくりました。

そこで、特にJICAの3 functions と書きましたけれども、3つの分野のスキームがありますね。これはJICAのガイドラインをつくる時にはJICAの皆さんが大変頑張って整理していただきまして、職員の皆さんもこういうことだったのかと、整理した結果を見てなるほどということになりました。この形は新JICAでも基本的に変わらないと私は思

うのです。そこで示します。ここでは Development Study Scheme、開発調査ですね。それから Preliminary Study、それから技術協力、この3つございます。これが現行ですね。

変わるの、これはこの前の議論でも御説明のあったとおりですね。開発調査だけではなくて、円借款につながって一貫します。ですから、その部分の組み合わせ、これが一番大きな変化ですね。そうすると、これまでと仕組みが変わるので、やはり新しい枠組みを考えなければいけないだろうということです。そのときに参考になるのは、ADBとかワールドバンクではどのようにやっておられるか、それは大変参考になると思います。それをよく調べていただきたい。あるいはそれと比較しながら考えた方がいいかもしれないですね。

2番目は Preliminary Study、これは、これまででは外務省の意思決定の支援だけだったのですが、今度は JICA が直接、1,700億円ほどの無償資金協力のうちの6割といたします。6割で1,000億円だから、ものすごい金額ですね。それを JICA が直轄でやられるわけです。JICA が直接意思決定される。だから、これも大きくなりますね。ですから、この1番目、2番目が大きく変わります。この辺はやはり業務フローがわからないとだめだろうと。ここなんです。1番、2番が変わりますからね。ですから、その仕組みについてやらないと。つまり、意思決定にどう反映させるかがインパクト・アセスメントの一番大事なところですから、それで困るだろうという議論になると思います。

3つ目の Technical Cooperation Project、技術協力に関しては基本的に変わらないと思いますから、従来のものを踏まえたものでいいと思うのです。

だから、3つの種類に分けて議論したらいいかなと思います。これでいいかどうかというのは議論しなければいけないですが、そのように思いますので、私は、業務の体系は少なくともこういう3つの整理でいいかどうか確認した上で、それから1番目の大規模な案件に対するプロセスをどうしたらいいか、これは有償資金、それから無償資金の場合にどうするか、そういうところにだんだん絞って行って議論していくと。多分、業務フローで難しいのは、1番目の業務フローが大変で、2番目はその次、3番目は基本的に今までのものの延長ですから、そんなに変わらないと思います。ということで、やはり業務の種類によって違ってくると思います。私も、その意味では、3種類それぞれ基本的には共通のガイドライン、枠組みの中で考えますけれど、個別の段取りというか手続はやはり変わってくるのではないかなという感じがしております。これが正しいかどうかはまた吟味いただきたいのですが、今のところ、私はこのように理解しております。そうすると、やはり業務フローというのは、6月5日の段階でどこまでこういう枠組みの中で決まっているかを教えていただかないと困ると

思います。そして、1番目のところで、特に迅速化という要請が一方であるということでございましたので、確かに迅速化ということはございますけれども、これは2つありまして、こういう2段階で関与するということは、まさに上流の意思決定段階では、これはS E A、これを適用するということは明確になります。そして次の事業段階、プロジェクトのときにS E Aの結果をどう反映させるか、これは専門用語でティアリングと言いますが、先行調査、先行アセスを次のアセスにどう反映させるかですね。ここのところをいかにやるかというのは大変重要なことで、これは我々の新しい工夫が必要だと思います。これに関しては各国の国内でもやっておりますし、アメリカ等でやっていますね。それからほかの国際協力機関でもやっていますが、そういうものが大変参考になると思います。そういうものをしながら新しい仕組みをつくっていかねばいけないと思います。

ちょうど予定時間の5時になりましたので、一応ここでストップいたしますけれども、こんなふうに私は整理しております。これに対して、もう時間が過ぎましたので、私が進めるのもまずいのですが、何か御感想、基本的にこういう整理でよろしいかどうか、事務局の御担当の方、感想を。急に振って申しわけないですが。

事務局（熊代） それぞれのスキームの流れというのはそういうことだと思うのですが、3つそのままということではなくて、1つの組織になりますので、先ほど協力準備調査という話が出ましたけれども、共通化できるところは共通化しようとしておりますので、そういう形で整理しようと考えております。

原科座長 ありがとうございます。

それでは、6月5日にその段階での状況を教えていただいて、また議論したいと思います。

それでは、きょうはいろいろ御意見をいただきましたので、次の議題の進め方に関しましてはビューロー会議をこの後開かせていただきます。

閉じます前に、何か特段御意見がございましたら、お願いします。 - よろしいでしょうか。

吉田副座長 せっかく原科先生にプレゼンテーションをしていただいたので、感想なのですが、多分先生がおっしゃりたいことは、国際協力、とりわけ環境社会配慮が必要となる国際協力において、途上国が持続可能な自立持続型の制度を確立する支援をする、我々の支援というのはそのための手段であるという考え方でいいと思うのです。

私がそういう気持ちを強くするのは、たまたまりサーチとして、世界銀行から1958年～66年まで支援を受けた31のプロジェクトを見てみますと、世界銀行がその31のプロ

プロジェクトで何を日本に残したかというのを10年、20年、30年たって振り返ってみると、まさに制度設計というか、自立化のための制度がそれによって構築されたという思いを非常に強くするのは。そういう意味でも、我々は開発協力して、いろいろなプロジェクトをベースにやるのだけれども、そこでこういう社会環境配慮を通じて、1つは人権とか民主主義とか、まさに意思決定のプロセスとか、そういうものを、押しつけではなくて、彼らが気づいて、ああそうだという形で、彼らの制約条件の中であっても、多分温度差が、各国によって随分多様ですから、違うのだけれども、そこを忍耐強く、一つ一つ外からオプションを示す、そして彼らがそれを選んで、それを採用して、自分たちのものにしていくという、そういうプロセスの支援なのだなと。そのようなことが我々の新JICAのこの分野における政策のところにもうちょっと色濃く出ていいのではないかと。日本の経験がそうだったからあなたたちもという、そんな感じが私はあるのだけれども、まさにそれが日本の援助の比較優位があるところだとも思っているのです。

そういうことで、その辺も議論の中に入れていただきたい。かつ、制度設計、人材育成、キャパシティ・デベロップメントに資するような支援がオールジャパンとしてできるシステム、例えば原科先生が持っている、大学における環境の、アジアから、あるいは世界から来る学生に対する支援ですとかもそれに含まれるべきなのですね。彼らの制度設計に実際に携わる留学生を支援する、そのシステムをJICAは持っているわけですね。そういう包括的な開発支援の手段を持っているから、それをうまく念頭に置いた形でこういうガイドラインもできたらいいなと思っています。

以上です。

原科座長 そうですね。自立的にできるようにするための支援ですね。

来年のガーナのアクラでのIAIAの大会のテーマは、Well Human Beingだったかな、今おっしゃるようなことで、皆さんが本当に幸せな社会をどうやってつくるか、そういうところにポイントを置いてあります。具体的な表現は、私、間違えてしまったかもしれないので、後で訂正しますけれども、今おっしゃった趣旨につながるようなことを来年やりたいと思っておりますので、ぜひたくさんの方に御参加願いたいと思います。余計な宣伝をいたしましたけれども。

それでは、この辺で閉じさせていただいてよろしいでしょうか。そのほかによろしいですね。 - 1人手が挙がりました。清水委員、どうぞ。

清水委員 ありがとうございます。

今回、私の方から5 - 2 - 1の資料を提出させていただきました。前回の議論の中で高梨委員から御質問いただいた点に関して私が十分にお答えできていないところをペーパーにまとめて用意させていただきましたので、10分ぐらいお時間をいただけるとうれしかったのですが、今日は高梨委員もいらっしゃらないことですし、次回に少しお時間をいただければうれしいです。

原科座長 わかりました。では、それは次の議題のビューローで確認しましょう。

それでは、きょうはこれで終わります。どうもありがとうございます。

午後5時07分 閉会